近江輿地志畧

九

部門 三
番號 一四
冊數 二五三
社會科四号
二十五冊内

近江輿地志畧巻之二十八

寒川辰清編輯

志賀郡第十三

雄琴莊　千野苗鹿雄琴等ノ諸村ヲ云

千野村　坂本ノ北ニアリ本千野今千野二ツアリ惣名ヲ千野村ト云千野或ハ一乳母ニ作ル

君宮權現社　在千野村祭神未詳

深光寺　在同村坂本西教寺ノ末寺也

安養院　在同村天台宗男内ニ妙見堂アリ土俗云元三大師ノ母也ト誤ナルヘシ叡岳要記山門記日吉山家要畧記等

ヲ考フルニ傳教大師ノ母ヲ妙見ト云ト然レハ若コレニヤ亦妙見
ト号セル佛アリ其佛ニヤ未詳

苗鹿村　千野村ノ北ニアリ

苗鹿大明神社　在苗鹿村上下ノ社アリ土俗上ノ宮下ノ宮
ト号ス兼凞蕃神ノ註曰天太玉命化老翁鹿負稲導之故
名焉コレニヨツテ見レハ祭神ハ天太玉命也神祇正宗曰人皇
三十九代　天智天皇七年営社延喜式ノ神名帳曰近江
國滋賀郡八座郡波加神社拾芥抄三十神名ノ中二十九
日トノセラル参考保元物語ニハ直河ニ作リ盛衰記ニハ菜岡
社ニ作ル祭礼毎年四月二ノ酉日土俗云此社ハ壬生官勢ノ氏
神也ト因テヲモフニ此地往古壬生氏ノ旧領也事ハ法光寺ノ
條下ニイダス

河内社　苗鹿村桃ガセシヂヤウニアリ祭神未詳

スゴノ御前社　苗鹿村スゴノ原ニアリ祭神未詳　スゴノ文字モ不正

大将軍社　苗鹿村橋ノ誥ニアリ

夷社　同村北出ニアリ

傳大寺山　同村ニアリ相傳往古此地ニ傳大寺ト号セル佛
宇アリ何レノ年カ其寺烏有トナツテ其アトダモナシ今其旧址ヲ傳
大寺山ト号ス臣竊ニ按スルニ今蓮臺寺ト云ヘル天台律宗寺
アリ疑フラクハ彼寺ノ旧地ナルヘシ傳大寺蓮臺寺音相似タ

レハ誤リ傳ルナルヘシ

正念寺　苗鹿村ニアリ

蓮臺寺　同村ニアリ共ニ天台律宗坂本西教寺ノ末寺ナリ

法光寺　同処ニアリ縁起曰今雄者法光寺ノ本願近江国
滋賀郡建立堂蓋是為鎮護国家也号法光寺建立以
降四至内田地山野偏為寺家之進止因茲慈惠僧正
御時或為定心院本屋鋪地被請寺領畠一反或信如尝
之命被請化彼至今如田之時皆弱氏人所致請也是信為
氏人之進止也雖為台嶽之四至非彼寺之管掌偏為氏
人所敗矣今雄四代君臣殊加潤色修補叢舎紹隆佛
更建一雲僧三妹為楞嚴院禁之上君臣深皈信彼院
住侶舎弟權律師安玉補別当偏為氏人之進退而定
補拾校別当猶也従今雄七代孝信法光寺内建立
一雲号多宝院九千万代後醍醐帝元亨二年六月十
三日御教書門十四日官府案宣旨雲宮大夫左大史小
槻宿禰于宣等申請且信代々宣旨官府以下諸文
且任今度編旨向後停止定後僧都餘流并如法院門
跡妨当氏長者承代管領不可有相違申云下宣旨
当家累代之氏寺近江国法光寺同末寺而領其氏神
雄琴社等事仰信請右　宣旨不可致下知之状如件六月

十三日太史殿中勢平別本　大政官牒　法光寺愈
向後傳正故持如傳新定後條流並好法院門跡好且依
代々宣旨官府以下殘文且任今度編旨令小槻氏長者
永代管領尚寺同末寺不領及氏神權琴社等事
右得修理東大寺大佛長官正五位上行左大史小槻
宿禰于宣等今月朔日解狀偁謹考業門傳法考
者曩祖勤得由次官今雄宿禰令建立以降代々為
氏之長者之管領遂數百年之星霜本末寺社田地不
領至巨細之雜務係為其者之進止於琴社者彼所之
法守尚家之氏神異夫欽神所謂今雄宿禰是也爰至

嘉祿年中　八十八代法皇　以隆之年号　尚寺拾技意快阿闍利氏長者
国家孫子之家　会身之後見也　定後傳新非　領主為一代
寺勢之後見無故以尚寺竊令寄進綾小路二家親山之後
倉院皇宮号性法祖王　如法院之門跡也　横御押領之間氏人陸申子細信御
持藏不遂不聽而文永十年三月就申披根元為理信
止定後傳新造身兼甲乙人之妨氏長者有家可監媒
時法光寺之事於是定後奸謀之企者市之經沙汰文
永聖斷柄焉以外無可被立申之子細者官所申非無其
謂之由被下院宣於彼門跡被止其妨早而正慶二年十九
一代傳見院之年号也　無是非彼身門跡之間氏人連之就源申正安二年

十月乃氏寺之上者如元可管領之由新勅裁領掌云云遠
之處同四年能業之法師掾中限五ヶ年被付山門戒檀院
造交彩所之間氏人申子細之處帯文永之官符之上院可被
返付之由被下勅約院宣之間無歎相待年紀之空中如
法院自傍令押領畢仍于宣能許中之以二問二答之許
陳去月百被逢儀之天永以後度々勅裁分明之上當氏
者宜令管領之由同日被下編旨先定後那據寄之所
縱横之濫妨無其謂之子細被聞召被畢且掾取所絶
法師遺跡文書法却定後傳却之犯人成全阿闍梨召
後使雇之條安貞之法師川院之年号 六波羅帳明白也云云編旨

曰近江国法光寺事天永以来代々勅裁分明之上當氏也
者宜令管領者編旨如此仍執達如件元亨二年後五月
新日大史史殿書言大進判院宣曰法光寺領近江国苗
麻橋等者氏以下濫妨事奏聞之所事実者太不
可逐子傍山其妨可被全所帯者院宣如此仍執達如件
建武四年正月二十八日大史史殿内蔵頭判 宿田重賢 [illegible]
将軍家御判并御教書等之案法光寺事不及関東沙汰
之由候也仍執達如件
文永四年三月廿六日 相模守 判 時正ナリ
左京権大史判 時宗ナリ

御判　應仁将軍慈照院
義政公之判なり

官長者晨照宿禰與長興宿禰相論近江国諸光寺国
寺領苗鹿村事長興号新納地陸申子細不足信用之
上者非訴之限動企訴訟之條頗濫吹之至也所詮晨照者
帯代々證文殊元亨元年弘安建武等御下知所帯氏長者
可致知行所務明白也然者早任御下知晨照如元可全領
知之状如件

應仁元年五月七日

官長者兼治雑掌申近江國諸光寺同領苗鹿中状具書
如此申候處募武威押領云々早被停妨可被沙汰付雑掌之
状依仰執達如件

明德元年八月四日　左衛門佐判

佐々木大夫判官殿

明德三年閏十月廿五日　右京大夫判

同　四年　八月十日　右馬佐判

文安二年十二月廿一日　右京大夫判

同　三年　八月廿五日　右京大夫源朝臣判

應仁元年五月七日　信濃守判

文明十五年十二月十三日　河内守判
蔵信判
右馬尉判

天文三年十一月十日

法光寺於授別當所事

兼信濃寺長後判

敷位判

無之始補之職於授權律師慈恩大僧正弟子長法四年月
日入滅案補之為當信布之僧活之功一條院内之被抽補律
師左大史小槻宿禰祢忠臣之弟也慈大史史雲達教命不顧後
嘲漫地筆訪員幸二年五月三日左官掌紀朝臣判法光寺
者當家氏寺管領之地也 文書 可細見中古以來及陸遲寺家文
書等令紛失因茲被當家回案為一卷仰左官掌紀氏辰令
写之下遺于彼寺任侶内清房先彼房信所望也預為再
無之地者幸甚矣左大史小槻判云云 壬生官務雲連也小野

和泉寺氏辰也皆信之初稚而已之知其人之雲連也死也和
泉寺也亡後今年見世縁記錢慨なるき事あるべし

天神社 正法光寺ノ畏内所祭菅丞相ノ靈比良村より勧請
せらる所なり

旌琴村

金華集

松風の旌琴の里にかかふ法ある世にてきこゆる 敦光

調笠

かりひ来て旌琴志しへれ是の松吹浦風にちよれ笠寄る 童田正雅

旌琴大明神社 旌琴村にあり 天神白山大権現なり

二岑社

崇道盡敬天皇社　梅堤村の上にあり　祭神舎人親王也　舎人（親王詳）
加茂の記に誤て藤原之と云所記曰舎人親王者天武帝皇子（云按日本紀曰天武天皇第六皇子　續日本紀曰第三皇子　未知何是也）母新田部皇女舎
人其諱也　天平七年十一月乙丑（按暦日嘉祥以前作暦用之　此月朔壬午十四日乙丑也）親王薨
寿六十　葬于山背國深草之山　其墓今猶存之　贈太政大
臣　後崇道盡敬天皇　天皇彊識清雅　直筆論神代諸經冊
書　蒐輯日本紀三十巻　又得古之報法　其名法被在焉
云々　此地に奉祭は何之故にかと云事を不知　昔は大社なるべし
今山間の廣狹にあり　社は下乗石向西して流れ　神上恒の内場

の口馬場尾神楽田なとと云田畑の名あり　傳古は古へ社ある
一社なりしを江源武鑑に崇道天皇景行帝の御宇に建社
當る其内神は天文十年辛丑近江國佐々木の兵火に焼失
其後再建もなく終に無し　一社を建立して天大明神と号し
其後に云ふ大明神あり　崇道盡敬皇帝の社を祭ると傳ふ
一説にある寺と云社を随會して　然るを称して又五一社は
六十余国一国に一社なりてはなき故に　一宮とはいつれ　当國
の一宮は建部大明神の事は六十余国一宮記に見へたり
江源武鑑は古からのことに限りて五旡浪荒唐の書のみ多き信
書之

地主権現社　権琴村民家の北にあり　条神産民の祖小
槻今権の宿祢と古号権琴所は壬生氏代々の領地と小槻氏
法光寺縁記曰権琴社は彼所法寺前家の氏神号大鉄神
所謂今権宿祢是也云云
樋下社　権琴村の民家の南にあり
常楽寺遺址　権琴村の北にあり今松林田畠となる其
多去中に往古の布目瓦多埋まれあり権琴の村民好事
の者所此屋硯師に見せらるに皆云七百年許も所前の瓦といふ
此寺家々事実等も不知唯其寺号のみを伝ふとなり
権琴古城跡　相傳和田源内惠秀純居城の跡といふ

明智軍記曰権琴の城内は和田本勢惠秀純といふ
四海太平記内は権琴の城主和田云部の輔と云ふ様にて
秀純は佐々木六角高頼の舅大猪太夫高重子也
仰木荘　上仰木下仰木平尾辻下所上を仰木庄四箇村
上仰木村
田所大明神社　在上仰木村一所条神来詳所謂仰木名社
といふは新安権現（多地村ゟ持分）大安権現（下仰木村ゟ持分）田所社（上仰木村）
（持分）若安権現（辻下村ゟ持分）今安権現（平尾村ゟ持分）田所の社に並文
といふ一通あり其銅に曰仰木庄に社あり田所大明神と号し
本ゟ其村を本村と称し是本つ社之鎮社は其所謂の

事之無年障参は彼明神此地は不動明王なりとそ給

此地民家なく人迹なし白山大明神此地を開発し樹木荊

棘をかり払ひ山をきり所々に寺をたてゝ今に寺をきりて兼

給ふの地霊時一老翁来り明神に問曰汝何なる人ぞ此地を

開発せんとおもふや明神答曰我此山に住む事既に久し

伽藍を立んとおもふて此を問ひ汝はいかなる人にや老翁曰我

此国の主として此地を守護せんとするものなり証明神又云

比叡山を開発し伝教大師と同志の者今此山に古佛

ありて釈迦如来を安置す　近代無量寿師建立之殊山堂我

等か日本寺叡山積堂を中也

ゆへ此山に来て主となり給ふ汝我をさまたげ拒んや早くさるべしとて

一　前を語るは大ひつやそひろの山に出生かに御座のみさ

き我也と物ふん此語を聞て翁悦んで翁は則山王権現之

化身白山権現を勧請し当寺の大安をまもり給ふ古老

伝へていふ元暦年中如法院の門流新宮を相続す

つくばは蔵王に至りはん是奥社の神殿并に両社を

勧請し無量寿院を建立し経蔵鐘楼院園鎮守明神

をあがめ奉る其時末社神人等皆可為之者

本世伝聞するところの意文也時文明七年乙未卯月日書之

此文記雑とけ不正甚大意を取て書之者也

新宮権現之社

大宮権現社
若宮権現社
今宮権現社

辨内侍旧蹟　甚旧蹟今不詳然也とも此辺なる事明らけし辨内侍は右京太夫藤原信実朝臣寂西入道の女にしてく後嵯峨天皇の官女に和歌に於て最其きこと也あり年喜べく後此地に世をのがれて間所に亀山天皇七月七日和歌の以会参れ尼に題を賜ひて歌よみて作あり今れハ秋来ても露立舟のせはなれは七夕つめに何をかさはしと詠たりも此地にてくの事に此内侍義的賢聖の陸子をとてくて我朝の大臣義士を擇てく図しこゝにはと嘆也名女なり辨内侍の妹小将の内侍藤壁門院の小将兄弟三人いつれも皆和歌に巻あり

作木戦　或は是を篠ヶ峯戦ともいふ上作木村より山城大原へ出るの路に大藤より作木へ三里作木より大原へ二里半馬路にきこえ堅田より国界へ三里半国界より東へ三里に

西社塚　上作木村より比叡山横川まで二千町許あり其路には小さき塚あり是に古俗は作木西社の鎧の塚にと誤なるべし故老曰西社塚は御所塚也西社御所青の近き

を祈て誤る蓋し所謂據とは源海仲の武具を埋る所にて
此説も亦見るべき否を不知暫く兩説を存して後考を約

平尾村

多田海仲松遺址　平尾村辻ヶ下村へかゝるにて
今松林あり御所の山と云十丈間に百二十間許もあり山の処
里を御所と云田地の名を云俗或は古城とも海仲山とも呼
里相傳海仲老後ゆゑに退隱ると云江源武鑑に負ゆ二年
丁丑七月十一日源海仲揚津国多田より江州滋賀郡仰
木里に移る同年八月十四日新横川恵心院出家の法名
海美と云ひ毎月六度詣恵心院聞法義天台の奥義に

達し丁酉八月廿七日卒し多田院と号せしと然後に星霜
推移り其跡絶て天文十七戊申の年近江国の地後藏佐ゟ来
義実四蹟の絶たるを歎き一社を奥立し多田宮と号し此事
巖聞に達し勅書を賜ふ義実謹る尚宮に納まるに
志るせり江按せるに江源武鑑に所載信用しかたし佐ゟ来
家に義実と云ふ者なき時は惣て偽なるべし然れ此社
元祿年中十七度存在しぬれは決して海仲此地に寓居
の事なりとも云ひたし元亨釈書陸源傳に源海仲累
葉武略勇侯蓋世聽院源と唱導即座祝髮拜為戒
師從官數千人同時剃髮とあり其所法此地に寓居せし

みや日本人物史海仲の代記大系図其餘海仲の事を
志るせる諸書に仰木寓所の事不見然れ所は海仲の勲功
を慕ふ者あつて所に祀りしなるべし元祿年中まさく
小祠存在しまく海仲の木像を安置し小祠廢亡の後は像
を田所明神の社内に納む海仲は清和天皇の曾孫
桃園親王の孫六孫王經基の子なり攝津國多田に居し故世
に多田海仲と号し武名勇功は人皆あまく高明の不虞
に當て禁中を警衛し晩に祝髮しまく多田の新発
意と号し或は海蓋と云といへり

海仲遺址碑　在同所石碑也其高三尺幅一尺二寸厚り
八寸蓋石横高二尺八寸竪一尺四寸其表に書し影刻す
滋賀郡仰木邑有源海仲祠居民傳言海仲任近江
守食采此邑因其木像於茲然山新蔭湿祠今朽
廢乃遷像其地重庸竊恐旧堪永没謀之同僚樹
石以表其攸云

元祿六年癸酉秋八月日

如又公主元信　小倉重庸建之

是如又の妻は屬信小倉内記といふ者の建ることは行人それ
旧跡を存するの志を感ぜしまへし

过府

南庄村

正一位南庄大明神社　在南庄村祭神未詳祭礼毎年

四月朔日

新宮大明神社　在南庄村

光明寺　在同村

正傳院　在同村

積善院　在同村

正明寺　在同村祭上四ヶ寺浄土宗

歓喜院　在同村本尊不動明王号滝不動有滝別

尚天台律宗

近江輿地志畧巻二十九

志賀郡第廿四

伊香立荘　生津村上在地村向在地村下在地村北在地村以

上五村をいふ相愈和尚生存の不動明王を持せんとしふ大願

を発し葛川の滝に至り五日の安居をハれハ不動明王形

を現しまふ相愈和尚供れる像の所衣木を負ひ此地に

至つて大石の上に却給し奉りてあれ此地を取供料不

ふなさんと獨言せしに異事意しく甚急に海こうれ

ハ平生の行念返しかなしや深夜后明子の病悩を行念

し忽に平愈せしむ敬是忠仁公藤良房不領を割て和尚

不審附に伊豆立の者也也彼矢豆蓋しかるに同じく
始異香立と書し今は伊豆立の上は伊豆蓮に作る事は
無動寺の記諸国行脚記等にみえたり世家より堅田へ一
里半途中村へ一里半ある也

生津村

塩山　在生津村相傳林家林房所塩の跡也今此叡山
の墓地となるべく墓多し

昌峯院　在同村淨云家長兼山昌峯院と号秀巻上
人初此地に来尚寺を艸創に

昌林寺　在同村林家坊の開基也

常徳寺　在同村

上在地村

金蓮寺　在上在地村

蓮徳寺　在同村

下在地村

安養寺　在下在地村

新智恩院　下在地村に有り大谷山新智恩院と号に
慈仁元年八月十四日東山智恩院三代秀巻上人開基に故に
新智恩院と号に秀巻上人は仏見の家の所来の也其物因
光大師所忌三年の間新智恩院修て彼忌新しく平

石の法衆を下さるゝ阿弥陀の立像恵心の作と相傳
此ゆゑは浴衣智恩院にあるゝを孰世を避て此地にうつれ
とらふ其姿恵心於嚴山横川正され御ゑを拝せんとらふの願
を発せしに或夜阿弥陀御願に恵心院終れ時来迎せり
其ゆゑ此所にとゞ左れ神を引きつゝ恵心に帰ふ其神
当横川にそゝとらふ件れ神を引きつゝ宮殿を恵心自
彫刻せる所れ像気なり　円光大師自作れ像あり多田源
仲自筆二十文菩薩来迎れ図あり相傳源仲院終れ七日お
に二十文の菩薩来迎せるゝ見て筆せる所なりとらふ　小野
篁筆の六道れ図あり相傳小野篁六日の間冥府に至り一日に

一幅はく書せる所なりとらふ其餘れ付物当所多し　惟新二ヶ
寺あり　喜源院とらふ光雲院とらふ
常源雲　新智恩院の門前にあり　嚴山中雲の常源と同作と云
八宮大明神社　宮人の為を勧請にて東伊音立五ヶ村れ
産出神人分新智恩院の鎧をとゞく新智恩院終五十石れ
内十石を神領とし普賢人院といふ言の僧寺に祭礼無年
四月年日競馬あり
新宮橋現社　甘津村にあり
北在地村
宗清寺　北在地村にあり

伊吉立戦山陣路　　堅田より西畏へ三里國畏より山城大
原村へ三里なり

谷口村

西勝寺　　谷口村にあり比丘尼寺也畏内四十六間二十二間
案にれあり直盛上人の開基明應元年の建立天台律宗寺
領十石は家田村にあり天正十六年三好右京大夫長慶寺記文等
長八年天羽吉右衛門戸田藤兵衛記文あり
牛頭天王社
八幡社　　倶に谷口村にあり
大伴黒主屋敷跡　　同村にあり黒主の傳前に出し

家田村

十禪師社　　家田村にあんの山にあり祭礼毎年四月申ノ日
八幡社　　同所にあり
荒安社　　家田村たちの上にあり
西源寺　　同村にあり天台律宗故に西教寺の末寺也

大野村

河内大明神社　　大野村にあり祭神未詳荒王権現若宮権
現蒙神大將軍等の末社アリ
如意院　　同村にあり浴東智恵院の末寺浴太宗なり
光月院　　同村にあり京善光院の末寺なり

佐川村

十禪師社　佐川村に在り

六時院　同村に在り京吾光院の末寺也

普門村

神田大明神社　普門村に在り勧請の年号未詳蓋

延喜式に所謂神社にや不審延喜式神名帳曰近江國

滋賀郡八座神田神社云云是なるにやゝ如當を光明寺

とらふ言宗經德山辻平坊の末寺也

寺修院　普門村に在り淨土宗伊香立新智恩院

の末寺也　曼荼羅山　普門村の西に在り

栗原村

八大竜王社　栗田村に在り　岩神社　栗原村岩神社

に在り　岩神社　大將軍社　同村に在り細氏の祖神

也条礼毎年四月二日　今宮社　門斷

大細関不跡　栗原村の内大細といふ所に是を往古の

竜華の古関の跡にて云傳へたり上竜華村の内にて

古関のあとも有され方見なるの未詳故に両説とも不出し

後考を待のみ　委は上竜華故関の條下に志るし

上竜華村　相傳和尚高川にて生長の不動を拜

し抱き取て見るに一本なり則背に負て此地に来り和尚

彼本に向て曰不動の如誓あは行者を頂戴して敬奉
の内院に入て竜華に生ずて暁を待ひ誦勒慈そに
合ひ此に兼ねは不動敬くは其所敬を成就也
然ん玉へと行相言中玉ひ今れは尓也と言へ玉ひ云ひ志知
を竜華と申也と聖と記にあるへ云ひ聖と記ハ比叡山上
山下及其辺の事を志るに実記あり途中村栗原
村竜華村惣名皆竜華なれと今は所々とあれり
還来大明神社　上竜華村に所々淳和帝の后
旅子上竜華村より途中村札場ちとく十八町阿里其
半途に此社あり此社ちとく上竜華よりも九町なりあり

祭礼毎年四月初巳日
椰樹　還来社の右に阿り明神神木あり相伝往古此神
淳和帝の后たりし時此椰樹を愛し玉ひ故に樹中より
おくりとしに古来は十年所蒙に枯倒せ其跡に実生自
然と生今長け二丈人詳あり云云　梅ひとりに淳和帝の后
旅子にや旅子は葛川ちの古領主也
下司殿　是還来社の末社なり下司中竜高と美人
シロウラ山　同村に阿り　カジ山同村に阿り　フナジ山　門上
清泉寺　上竜華村に阿り　禅宗京北大徳寺　王林院の
末寺也　竜雲院　同村に阿り右に同し

福聚菴　同村にあり洛北大徳寺内碧玉菴の末なり
慈眼寺　同村にあり
小安母山古城跡　還来明神の前川より向ふ坤の方にあり
山なり此城跡は下司中原包高ゑ居城れ跡なり則包高
ゑ矣は今の還来社れ来社下司殿といふ是なり
下龍華村
下生菴　下華菴村にあり洛北大徳寺碧玉院の末なり
宝泉菴　同村にあり下生菴の末寺なり
長福菴　同村にあり禪宗
竜華故関　上竜華村れ内細山といふ所に其跡あり村

老皆ふ往古の関跡なりしと云ふ栗原村れ内大細といふ
地をも関所の跡なりしといふ西説何也とかなる事を不
知といへども此所見なるべきか文徳実録曰天安元年四月
庚寅始立近江國相坂大石竜華等三處之関剗分配
国司健児等請守之唯相坂是古昔之旧関也時属雲運
不関門健却入無様年代久矣而今国当正又信下紀
朝臣今年上請加二處関而更始立之也云云是を近江
三関といふ唐宝記曰宝徳二年五月二日今夜四角四
塊多被行之皇居四角塊外四塊會坂大枝龍華山
埼云云今掘出るに此地の西に竜華接生村其上に山城係

あり足堺なり

氷室遺址　是は村民古老に尋求むといへども曾て以て
まゝに抑氷室の始は仁徳天皇六十二年五月額田大中彦
皇子闘鶏（ツゲ）と云所に獵しに おもひ出て山に登り野中を見ゑり
あひしは菴を作りたる様なる所なり人を遣はしてもとめ
ふに窟也と申其所彼山にあるに侍る人を召て問
せ給ふに氷室なりと申は皇子の曰其氷をいかゝに
てあるゝに云云其を一丈おきり堀て草を其上に著
て茅葺なりて屋に取彌て氷を置てるに出ありて此
やうなる大旱にも解ぬ又是を取て熱月に用るとなん

其所皇子此氷を仁徳の御門に奉らせ玉ひ給ひ
なめなれば叡感ありし也ゆゑにふゝにも藏て是氷を
奉りし始なり其後季々さしてに是をおさめて国に
取て氷室を置き侍りし也と云事根源にも藏て此
時より竜華の氷室もありし事にや延喜式の主水司
の條下に曰氷池風神一所參近江国一所云云江家次第曰
竜華往藏氷之地也云云延喜式巻四十曰氷室近江国
志賀郡竜花二一所（三丁輪一駄）云云今其一所其は遺址詳なら
ねとりへても猶に此地のやしは右基山中にして寒氣
清つく氷をたくはへき地也ゆゑに上竜華の違中ゝに而

まゝしるへし好事の者もなき故におのつゝ古跡を
云傳る者なしに年の後はいかく故蹟も一二のさいしし
も皆こゝにへ失へにしるへし是は深夏とする所なり
途中村　相應和尚葛川の滝にて不動現形の御客木を負
ひ此地に来りて此地は山門無動寺と葛川との途中にこの
ゆへしより途中村とは云なり聖三記に載たり貝原
篤信諸易迎の記に是を竜華樹生と志るせり然れ
も途中の義かなひ侍るかや篤信曰此洞水は近江の竜
華へ出る此故に叡山の法ごきの山さしにこゝ絶たり
叡山と比良の高峯の間法にかゝる杉木にも樹生村を
故まきまさしたんにしにて杉木樹生竜華樹生とこゝ
たとへは山城の宇治田原大和の奈良田原河内の
杉原丹南杉原にこゝ云ゆへし竜花樹生とこゝ谷川を
堅田へ出る路あり云云
大将軍社　途中村にあり
阿弥陀菴　同村にあり禪宗洛北妙心寺の末なり
勝花寺　同村にあり相應和尚開基也寺内に石の手
水神あり銘に長亨年中鞍後久国元と志るに
笈懸石　勝花寺の傍にあり尚時相應和尚葛川に向
きて生身の不動明王を拝し水中に飛入て抱きたり云ふ

ふ一れ木とあるしを自ら負て平動寺へ此所路は地を過
むひしぞらく彼木を此石上に而行し憩息ふ其石是也
山城巓　是山城近江の国界なり途中村札場より山巓にて
十三町許あり此山の許を西堺とし後に石佛の地蔵あり
途中越　或は竜華越とも云ふ途中村も若は竜華村
の中なれは竜華越とも云ふるへし途中村より山城許を
経山城大見村をすふ小あるへ出るれ路なり小あ石村より
大原勝林院へ一里あり山城巓より小あ石村かなく一里
あるも竪田より国界へ三里国界より京へ四里半なり齋
宮記曰四堺祭竜華堺平治物語曰横川法師四五百人

信頼義朝を落るなん打留んとして竜華越に逆落木引か
ひ楯かきてとて云云彼斎後別当宮盛を宿続大勢の中へ
胄を投無て争ひ棄ふ中に打破て通りしも中宮進御
長を猶れ口を負深に射させしも此事なるへの事也
七谷越　或は是を明智が新居ともいふ明智日向守光秀坂
本在城の時丹波篠山へ通路の為あらしに聞くれ路
なるはしく此所は第り途中村の札場二町南より行
西の方大見桃井とふ村へ二里あり大見桃井とも云ふ山
城也大見桃井より丹波国篠山に出るなり
轢轤谷　是途中村より九町許北にあり相傳平治の後

源義朝侍賢門の軍に打ちけ朝を落頼朝をくれて路
に迷ふ郷人あまれみ思ふまゝ左筋を教へ来りし門へし西
近江の守山へおはしてゝ其時に朝朝の馬蹄の痕とて大石
に馬蹄の痕あさやかに見へ候。朝朝時に十三歳なりしといふ
按するに此地のことにかきらしに而さく此歳なりし是ハ其
馬蹄の痕にはあらしに石に自然しかる象あるもの也雲
にも多ありしとなんへて金基紀聞に平陽府侯馬驛濱
河の両岸広去の上に皆婦人の手に跡或は掌或拳に跡
儘然としてく印するゝ如しとなし瀛涯繞覧には王朝
の大山に石に足に跡あり深さ二尺長サ八尺にあまるゝ

森なり方円凸凹の石あまたは馬蹄の跡つきたるに似たる石
もあるまゝづの義也何ぞ頼朝に馬蹄石に痕つく事しあらん
哉今に侍明なり
花折嶺　或は高坂嶺ともいふ遠中村より半里也藤軒
谷よりは九町許北也是遠中村より葛川明王堂へ至る
路の中間なりしに山巓に手向に花とて搖あり此葉を
葛川滝入に行者此所にしてく体に搖を折取て脊戒に
是より奥葛川ゆきて搖つゝ有し故に此所にて折
搖に故花折嶺とは云也搖に葉を花と云は俗称なり
或に句に葉を花と云は搖に限りしといふを以て之し遠中

村より菅川まで三里なり

折立山　山城嶺の北にあり山城近江の界之

崩坂　高坂の北にあり其間に中平山とて頗る地あり

又此巖山の續きの山は竜華迷中の谷に至て絶たり

此辺より至る續の菅川まで七里の間谷はどき也両山

の間終に又町三町或は壱丁半町あり此辺に奇草多

し赤川鳥もあり杉本谷の續也或はとゝに杉本谷

ともいふ絶もしも杉本谷は高橋郡なり

比良山　比巖山の北にあり大山なり東立八町山上に樹

なし篠ありて極嶽栖といふ山上に池あり長十四間廣又

六間諸本邦七高山の其一なり事は採茂物に又云ふ風

土記及第代旧事本紀曰神代栗樹穿空入雲此樹枝並山

巖故曰並枝山又並態ある峯故曰並態山云云按ずるに

此風土記係書也第代旧事本紀尚以係書なり一名を大

脇種と云ふ今板にあり故あつて板を滅ぬ比

態の説採用ひへしに名所方角抄に比良山は京よ

り北國へ路なり十二里あり京より西の方にあるべし西

る山なり藜の海のみぎはに白髭明神の座なり比良の

北に小松といふ名所あり以ふ或云五月晴天此山上に登て

遠に望は強河國冨士山をしるとしに東試其是非也類聚

國史七十九曰弘仁九年十二月辛亥楊伐近江國滋賀郡
比良山材木以備官用也云云

和歌集　　龜菊

さゝ波や比良の高根の山おろし　[illegible]

月清集　　台内令

櫻咲比良の山風吹まゝに　[illegible]

新古今集　　西行

[illegible]

新勅撰集　　藤原

大[illegible]は比良の高根の近ゆ[illegible]

續後撰集　　清原[illegible]

[illegible]

新百人一首　　[illegible]

近江海や[illegible]

元政の[illegible]

其一曰[illegible]頂　帯霧入雲深遥然來看頂相在郡辺向
言斫額莫労眼阜透真須天外天

其二曰佛座峰　躑躅花開百任雲山峯高千丈紫金皮
惟有一座天真佛不用雕鐫瞻仰新

其三曰紫雲嶺　嶺頭日没影氤氳方見白雲[illegible]

望眼力窮天漸暗色空初了却無分

其四曰法華灘　無説無言真法華　如何開口事喧嘩

見聞復見寅請相語向灘辺莫弄沙

其五曰桜桃濱　甚麼桜桃空隔塵特來親見家天去

莫令花落濱源水只恐流香誘客賓

其六曰瀑布泉　透石穿岩落碧空為霖為雨氣豫俺

何年參得馬蹄喝叢舌吼雷令我聾

其七曰栗原村　七十餘家側岸向石泉哽落水如欲獨

蔬采世太隨好其家林間栗棘多

其八曰竜華村　松岡竹澗色如藍茅屋高低一二三知

在當來慈氏會竜華村外使吾菴

此處の暮雪近江八景のそれ一なり詩家なり悉琵湖の條

下に如何考見すべし

比良滝　比ら山間にあり此滝の一名を遥れ滝ともいふ此滝の

る谷を滝谷といふ滝のうちさ一丈即天降此滝谷れ川筋なり葛

川へ出路あり臣曰タキハタカキノ中略ノ訓なり高處なり落

る水なり飛泉也瀑布也亦滝は急流なり飛泉にあらず今

俗間瀑布をも滝の字を書て張なり此比谷のタキハ瀑布也

比良れ瀑布と書はへし隨此滝の字を用ひ來る事久し

故これに從ふ滝は栗原郡大ケの滝なり滝の字を書すべし

冠石　比良山間谷合の名也
率都婆辻　比良山一の谷小河
最勝寺野　比良山間廣き野原河ゟ見ゆ最勝寺の道頭なり
とゝ今按ゟ不続日本後紀曰宜義前十二人外ゟ法連華經最
勝王經諳誦之人經別一人毎年醍醐隨業各入近江国ゟ法
寺云最勝寺云云三代実録曰貞観九年六月廿一日戊子詔
以近江国滋賀郡比良山ゟ法最勝両精舎為官寺故律師
傳灯大法師位靜安所建也靜安弟子傳灯大法師位賢真
從唐還此自申牒請預於官寺從之云云元亨釈書曰釈
靜安從西大寺常騰学法相嘗居比良山讀十二佛名經礼拝

修懺其声聞帝闕諸勿間有聞者因茲勅賜僧侶云云又曰
釈慧達姓秦氏美勿人事菜師寺伴継学法相嘗上比良山
修練者久云云相傳往古毎家二月廿四日此寺ゟ法華八
講を修ゟ是を比良ゟ八講といふ中世寺亡ひ八講も亦絶と
いふ今ハ毎年二月廿四日を云俗比良ゟ八講のあれもそと
いふ蓋し此日必風烈く寒威亦強し其年ハよつて寒暖
全違あまたり多は此日ゟ是ハ暖氣かく俚ゟ寒威の
をもつをあらくあまたハてといふ比良八講の謂ゟ此あらゝ時
候の志かゝしむる所なり此日湖上烈風しく本ゟ系一葉なりおい
かゞしく比良明神の極也とて船人基法しむ俗諺也

イバカ石　最勝寺野にあり皇太子の神の所誕生所なりイバ
カ石ハ大石なり明神の初名蓮花夫人と云ふ傳信用詳し
大猿寺野　最勝寺野の内にあり往古大猿寺の在す
地なりしかふ如法寺の事統日本後紀三代実録等にみへたれ
しも其跡今不詳也
カルカマノ穴　大猿寺野にあり此穴底不知とかふ
父母原　滝谷のつゞきにあり
白亀原　父母原のつゞきにあり今は桜原とかふ
不動塚　滝谷の原筋みそ辻とかふ和にあり樹の木を
樹てく記しとかふ　夫婦岩　先滝谷の内志ぶる谷にあり

船岩　同家にあり
墨深樹　七本谷川筋にあり相傳往古は黒色の花さくとかふ
古本は枯倒今其跡のみ存ハ臣按ずるに黒き色の花咲へき
理なり山城深草の墨深樹は上野峯樹々帝のまゝれを
なりけるなりて　深草や野色の樹人にあらはしとかふは
墨深にさけ読しなり墨深の名なり花の墨き事なり
あらハ此地の樹もかゝる事なるへし
坂下村　本戸口村　中村　坊村

近江国輿地志畧巻三十

志賀郡第九丈

葛川谷　此辺を葛川谷といふ朽木谷と同じきの谷よ
て名を別みに朽木谷は高清郡なり

葛川寺　在坊村北嶺山息障明王院葛川寺と号ひ
開山は無動寺相慈和尚也淳和天皇の后張子の創立
其後無清和天皇の御建立ありしは観音にして脇侍の
不動明王は相慈和尚の所作也毘沙門天は慈覚大師
の作なり帝王編年記曰貞観元年相慈和尚於葛川
第二滝拝生身不動日城影現不動叡岳第三明

三

王也云云行脚記曰相慈和尚二十九歳のとき三密瑜伽功
法をうり又相成身秘深く成て漸行業に誇つて生身
の明王を拝せんと思ひ行念しまひし所に今の灵場に
地より五色の雲立て二滝に演ふたるひき遠に比良の
峯に西阿曇川に至る和尚不思議の瑞雲也我行念
ひる如に本当に一の年値瑞雲なりと思合て彼雲を
尋て比良嶺の西葛川に至る玉体に滝河水上を尋上ふ
に一の滝あり則今年の眼に光あきやうに出現しまひ
時されはてそ不思議の所なりと思ひ則第一の滝とかし
其後又其水上に尋入ふに亦一の滝あり生身に思ひ

影まゐ見し我形念の如きに非ずと言ひしは忽に寄
像かきけ如くに見へ玉ひ滝はかに亦大威徳明王の現
し玉へり見し我形の如きに非ずと言へは則滝つぶ
に年敢みて大石と成て今に玉ゆゑ見御座に見ゆ二
の滝と申也さて其後阿曇川の源に移入玉ふに峨々
たる岩みは人の里白雲迷ひ易く画たる深谷みは一竜
山鳥僅に聞へ深山に入て思惟佛ありしに玉へは雲に一の滝
あり碧峯影みして白浪遥に流れり滝の中に一石
あり其形礼盤に似たり和尚礼石に座し一心に明王を
形念し一七日の間刹那も座を動きしく座しに和尚に人

の老翁忽に現れ形みは雲をかさ眉みは月を垂
ゆゑし和尚問曰化現の老翁は何人ぞや老翁又問云く
我を問處の汝は誰ぞ此深谷の清滝凡史の不来如
何故に来るや和尚答云く我是天台山円仁和尚の門
弟之生身の不動を相せん為に修行しく来るも時に
老翁歎しく曰云我云云我是劫物なり故来惣しくは
三界を領し別しては此物を領して整所し世界を不離
此領地の内に十四の清滝七流の清川あり世内へは苦
人不来和尚は是大聖明王の化身也雲以佛法修行天
路の携地として慈る而世三金の曉を期し正く大菩提

の行を修しむふべし此滝は先十九内第三の清滝故
華の内院に通ひ先を葛川滝と名く自今以後ハ我佛
法修行の人を權漢しく竜華の苑を約ん我名を信興
剛大明神と申ひ本地は先三世諸佛の智母大聖文殊ハ
化現也と言ひ早て隠れて不見和尚思へらく先明王
の現身歟若くは慶王の変化歟と尚明王を持せんと
和とひ両眼をとちて清滝に向く合掌し観念を
ちらしむふ信力織盛にして滝を取眼に浴へ日を経
て目を開きむふに滝上せ多忽に敬て念怒の形を現
し迦楼羅炎を帯し擁火織盛也物に和尚踊躍感

喜の余り滝水に飛入てこれを持て取むふに現形等身の
明王なり清石の上に安立しまし後拝しましむへは慈悲の安
眼前及く樹木となり只猶古拝の雅なり其後先を以
為躰としく三年を限食を絶て薜を喰ひ後山に安立
して智恵を祈りむふ義中に書賢の云 滝の行の一分ハ智
恵の種子也と其後ハ若男しく学ひむハ後と云へても大小
の法門窮尽として朗に悟しむひ又葛川の日の安居
終て伴の現形を負ちまして無動寺に帰山しむ云
其路途中村竜華村伊香立居等の事あり皆夫れ
條下にしるし又聖之記曰明王の衣本三切むひて第一ハ

尚寺の明王（聖助寺の明王也）第二は葛川明王第三は伊崎寺の明
王也云云　畏海川関は慈覚大師の所作也山門の僧百日
行法しまく此に来てく碑作れを立川古は高きの人は多
く茶竈あり廉苑隠義満慈照院義政常法院義尚
等也女子は義満の室藤の室子其外群臣の札布雲
に掲（カケ）てく今にあり
葛川滝　葛川寺明王雲の儀にあり古へは長サ四間深
ありと云何きの年にや洪水あてく今更餘の瀑布となる
古への滝つぼは今測となるとり
地主権現社　坊村にあり葛川寺の法当也といふ社も

葛川寺創建社なりとて社也行御記曰信興測大明神是
社なり貝原氏の瑞州巡の記に色佛大明神に作る或書に
思ふ測に作る思ふ測の事ふ細あり
温井村　或は貫井に作る貝原氏瑞州巡の記曰温井村所
辺に若は町井柚の木とて両村あり寛文二年五月暫大
地震の時東の山崩れてく村田を埋て両村の人皆死ぬといふ
東の山は此ちの方の岩の西側なり亦谷の西にも高山あり
其間に谷川流る町居柚の木は川端にありし村なりといふ
久田城　温井村より山陰国久田村へ出る所に其間縫
坊を屋ふなり
細川村

椙川村　名はつゝく民家なし　相傳ふ此地に椙生ひしみ
みちゝへ名つくるによりて蓋椙生ひしも今は也されは地に今て
椙生ふ事をも椙川とも椙川ともいふなり　和名考に見えたり
へてより椙川の名も椙生の村に在る事理なり

白鬚大明神社　椙川村寺下村の間にありて寺下村は
元より椙野なり　此社ある地は酒見の小松より四十二町ある所
為神猿田彦命也　縁起曰　白鬚大明神は皇孫天津彦
火瓊々杵尊降臨の時天の八衢に迎へて天細女命と遊
ひ為る猿田彦大神也と名けり　後伊勢投長田の五十鈴の
川上に到る　垂仁天皇二十五年倭姫命に逢ひて白髪世に出つ

事跡に二百八万餘年を経たまふにや　孝霊内親王謂ゝと云寿
をへ人に於て猿田田の神とも名つく　然後無くして此湖水
て湖を前る湖水三たひ変して桑原となりしを見
翁の形を現して白髭の明神といふ　山門は椙川の湖竪
形あり元より社あるにも湖竪の大岩あり　叡和ハ年叡山の
法務和通村をさして帰り給ふ　比良明神なりと名ある
観音経を誦せんとせし比良の社にゝつく　我此の山世なる
ものゝ聞ひとに甚たしや　請天台西の麓に移り玉ふ比の
の名は領信に本叢賀天文九年の秋社の上に伊勢の内外
之宮を遷しの社として八幡加茂三社を遷す又年

二年母れ不ふ阿弥陀佛四十八躰れ石像を取りて二十三
年後治承流承兼四年天下れ神社ふ佛舎利一粒納りて
ありふまつて南社を照拾せしふ果しきく佛舎利あり亦淺
井伯爵長政れ女今の社を造せり此明神ハ日吉の早
尾熊田の源太夏三朔男川れ神同一躰にしきく本地不動
明王なり亦庚申をもつて申し此神を祈念する事なり
此神の苗裔伊勢の神官ふ仕へて玉串の某とくあり
意打あぐる此は社辺れ稍ふ也とり其後内陣へ入る所
社内震動れ亦取る鏡をとりて誰かぐしもなく池
をそへ孫ども至秋二三日消せぬ事今ふ度々あり明神の

神今ふあらはれかみ船れ往還ふ動化せしふ是をあざけ
ましきは七日の間私勤事なく後は山へ引上しまて破
壇せしなり寿命れ手札をもつて此神寿命をもつて取
御闕をいふく男子女子れ名を付例年八月五日の祭礼ふ
は遠近れ輩参詣しく名をもとめて渡海手續礼明神の
御影本地不動の像指若與楽れ下文摂雷の所ちふをもつ
とくふ別当を猶寿院とふ毎年四月辰の日より巳の日
ふ山にて神輿を打下村の十禅寺の社ふ出れ祭礼也社司ち
指氏入口氏祭事ふ所ふ社領百石鵜川村の内ふまで毎年
八月五日山門の僧徒ちふ出来て清華を諱れ夫社南社の所

神徳ハ日本書紀倭姫世紀左田命傳等ニ最秘だり三代実
録曰貞観七年正月十八日夜子授近江国比良神信四位下
臣按ニ今ニ當社ニ今存在せるハ此縁起蓋語荒唐の言
多し採用ニたらしハ其中白髭の神は湖水の主ゆへ
七度変しまく芳原とあまるをうんるといふは事文類聚ニ列仙
傳等ニ志るせる麻姑が東海の桑田となるを見ると云事を
能く説たるのみ釈迦西去ニ不来況日本をや白髭の神
坂本演叡山を去りて佛ニ譲りしといふは豈光志人が
天台を智者ニ譲るの古事を案合せるものなり庚申を
守ることは六神を祈ることなりニ事近世案加茂の神名をとく

者庚申傳ことく一箇の口決となるハ引合せるとは以下も
附會採用をへらしハいふ云ても庚申は西去乃上の法なる事
明らかも庚申の古事は甲賀郡山上庚申の條下ニ委しるハ亦
竜鏡神火の事は此地のみニかきしハ篠後高島山の神
火犯後八代の神火の數多し是等の事は恐ある故ニ不辨
因ニ書ものと神社啓蒙曰白髭神社在近江国志賀郡夏
所祭神二座神祇ニ云ふ曰打氣白髭大明神者猿田彦命
也諸社年紀未分明今所は山の御詩のことを湖水の傳ニ
あり社の西は古俗傳云當社の名者ハ前訂湖水の中ニ
ありしを芳は陸地ニ成りしニ湖水増て今水中ニ多

拜爲水陸ニあり其汀新を垂れ事を憚ることハ江源武鑑
曰永祿五年九月十九日白髮大明神前海一町汀石の鳥居を
新に同二月十四日矢云云太平記曰康安二年（菊和五年十七年 北朝改元貞治）
自夏至十一月天下旱殿無所近江湖三丈六尺（天正本作四丈八尺）白髮
明神の前れ澳ニ（天正本作箕浦澳）二人しと抱詰なる檜の柱を間一丈
八尺ゆく立並て二町余ニ流せる檜ハ今ハ御茶所の家
後ニ記に白髮大明神領近江国志賀郡鵜川村ニ因百石
事任先規寄附ニ訖全可社納元山林作木諸役勿除
如ニ来不可ニ相違寺所なる可当神事無礼ニ状如件
慶安元年八月十七日　御茶所

鵜川　北小松村白髮社れ中間にある小川なり源ハ高橋
の山中よりあて東ニ流て湖ニ入る昔此ニ鵜を生ぬ故
澄岩　左白髮社れ南小松より八十町許小ニ有り高サ二十
丈間許長サ四町許ヶ間岩れ鮮澄ニ相似たり若生青赤相交
り宛も澄れ盛毛のゆし古俗如此等ことのり理なり
小松村　南小の二村あつて相分ることなし亦新在家村間中
村あり倶ニ小松の中なり此地も往古は繁昌の處にて
商船舊年の濱にて小松濱と云ひたることへて歌樹にも
先年濱れ新ニ入ることあるせり地獄へれ街なり
塙川後百首　仲実朝臣

[illegible]

明王宮ニ小松ヲ云ハ原ニ在ル事ハ[illegible]人ニ[illegible]馬内侍

[illegible]

天満宮　在北小松村

十禅師社　在同村条禮毎年三月十四日

海龍菴　在同村禅宗洛南東福寺の末寺なり

徳禅寺　在同村一向宗東本願寺の末寺なり

宝泉寺　右門新

徳正寺　在同村一向宗西本願寺の末派なり

正覚寺　右門新

古城跡　小松内徳福侍内通居住の地なりといふ

八幡社　南小松村に在り条禮毎年三月十四日

大仙寺　南小松村に在り坂本西教寺の末寺なり

門妙寺　同村に在り一向宗東本願寺の末寺なり

[illegible]徳寺　同村に在り一向宗西本願寺の末なり

[illegible]正寺　右門新

徳正寺　右門新

小松山　小松村以西の山也小松以西の両村麻瀬細村の山畏

[illegible]九の瀑布あり麻瀬細村に在り新なり

[illegible]集　信明

いかりて君を名にこそ川宮前小松乃山惠雲深の雲

加家集　定家

くまでの秋やかなりき嵐吹小松峯に庫のなくなり

楊梅菴　東小松山小松山は其高サ四町半あり滝は山の八分

より流る滝堂五間四方弥滝てゝ上あるは三間中あるは四

間下あるは東三間弥二の滝長サ或十間てゝ三間弥水は西の

方より流てゝ東へ南曲折して南へ落白布を引かぬし故に或

は布引滝ともいふ滝の名正石苔生小松繁茂し墓壯観なり

小松街なり此滝ゆゑ十九町あり此滝も瀑布なれども

俗に志てゝひ滝のゆゑを書杉下野俗にて

荒川　南小松村の中間に流れ楊梅の滝の下流なり

佛勝寺跡　南小松村に此名村の中間に流れ竪三町横二町

弥の野也是往古佛姓なるといへる寺をもりし遺址なるべし松一

株もなし古俗の妄説に弘法大師此野の松を封しかゝ故に

松一株もなしといふ筋にて傍てゝ宣海は不敢を述ず傍

なり此何ぞかゝる奇怪の事あらんや宣海九原にものしる

事あらは山王怒さらんや此地のうに路に此水は弘法の封し

て出しおかさるの或は此桃は封しく実のしきかぎなくいへり

筋にかたへさるものん廉民に害あるものなりは封するともと

づる事しもせゆんまさへ天地の生ぜる物をこぞりに封する事如

何況庶民に益用なる材をかんぞ新らしき事あるんや如く
不事は齒牙を勞する事にはあらざるも思ひて兒女子
惑を解ひけり
以良川　砂川也川幅三十間余常は水なし深は小松山
以良山より出山谷の滴二流以良村小松村の間にて合して一
流となる湖に入るなり
以良小松衍　則以良川の下の衍也往古よりあるまき松二株
あり湖上の船人上下の目前とし
長秋詠藻　俊成
なれ見えて小松湾をたゞ見れば其ゆゑ代の新を添へる

以良村　南北以良の二村あり以良山の東の麓なり以良浦
以良湊なるとも云ふ此地の事なり日本紀欽明天皇紀曰五年正
月庚辰ゆゑ吾邊江平浦（平浦云吹屋）万葉集に山上憶良大夫
類聚歌林を引て曰戊申年吾邊以良宮大御歌但紀曰五年春
正月己卯朔辛巳天皇至自紀温湯三月戊寅朔天皇吾
歸宮肆宴也庚申日天皇吾邊江之平浦云云歌林拾葉集
曰右大辨光俊
屋をしたる以良の都れかいはれ尾張紀氏を歌
皇極天皇以良宮に御幸ありしまれ也百姓を都と云事なりしと
云云是等を以て考ふ是は此地往古は行宮も行しと度く

何年も何りしとうへへたり

万葉集

雲船者枚乃湖爾榜將泊奥部莫遥左夜深去来

新拾遺集

ぬけ行は花やさへたさ波れ比良の湊にちとり鳴なり

家集　頓阿

船とむる比良の湊にうもれ船をしく山部云枕にそきく

天満天神社　北比良村に所有所謂宮丞相の夫也其縁起

略曰江州志賀郡比良天満宮は天平五年七月十三日文字と

妻にかゝる所託宣あつて山陰国北野右近馬場に法徳の地を接

よりて有りしも名賀郡にして社を宮むるもなく此年の

鑑に注連門出来しとする門五年三月十四日近江国比良の祢

宜三好良種ゝ子太郎丸と云つる七歳の児にかゝりて御託宣

あり先きに西京の文字と云者に因て示はしへしも人々不信

我居んあれは松の種をうゑへしと良種能是西京に至

て文字及朝日寺の僧最法に告し然し無に請宮並社

其後北野に多様の松を生ぬ亦比良村に松を生ぬ因茲

二處に建社云云縁起無に文なり故に其要をつゝて大戒

法縁起に添物あり曰

江州志賀郡比良天満大自在天神者昔在一夜松

曾て此の宝殿并ニ古記及経文破損其外ニ大鳥居種々大破
然信徒有縁結縁之記録ミな焼失縁起一軸今ニ存し人知
其濫觴ハ延喜天下泰平国家安寧云々
元禄四年未年三月廿五日　中務大輔吉良紀長時
御造営之節当社ハ北野社の社屋ナリ社務之人へ尋しに神社考
及元亨釈書等ニ天暦元年三月廿日社頭宣旨小諸ノ人
北野ニ一夜ニ而千本の松生す事ありしと其事見ゆ
此松生せし事ハ人皆知る所也縁起の旨趣記ニ見へたり
此縁起古写ニ而有之信心之人へ見せ是諸大名始三部写有之

興福門前　公海此ノ寺ノ人也後武蔵国ニ至り住寺龍井ニ在ル
の別当ニ成ル者なり
西福寺　同村ニ在り一向宗西本願寺末寺なり
福泉寺　同村ニ在り一向宗西本願寺の末寺也寺地は
古往ニ来法教の桶々ニ堂跡有りし福泉寺ニ住する武
具か寄附せし此福泉寺は往古法教の桶寺なりといふ
野々口丹波守屋敷遺址　小比叡村上の郷にあり山林方十四
町ニあり
園田坊寺屋敷　小比叡村より西北方二十町許ニあり今ハ
古趾存せり

本薩寺　南此良村に行り一向宗東本願寺の末寺なり

大物村　南此良村の南に行り此地より葛川へ此路なり

源石　大物村の湖を云ふ相傳古昔は石面廣大にして

里民遊金の席なりしに日々カケチビテ今終に沙地なり

長國寺　大物村に行り法華宗大津本長寺の末寺なり

長清寺　同村に行り一向宗西本願寺の末寺なり

観音院観音堂　大物村西の方十八町山の奥に行り南

向二間四方の堂也本尊観音長四尺相傳古昔は伽藍に

して大地なりし今此堂本々伽藍諸堂の旧跡なり

荒川村　大物村の南に行り

海福寺　荒川村に行り一向宗東本願寺の末寺なり

本戸村　荒川村の南に行り小松より此處まで二里八町

行り是北国の明路なり

十禪師社　本戸村に行り祭禮毎年四月初酉日北船路村

の八所大明神の神事とて又ケ村立行ひなり

安養寺　本戸村に行り法東一心院の末寺浄土宗なり

西法寺の本尊此處に安置

正覚寺　同村に行り一向宗東本願寺の末寺なり

長栄寺　同村に行り法華宗大津本長寺の末寺なり

宗敏勝法恩寺遺址　本戸村の西山の奥一里に行り古昔は

大伽藍地にて隆安法師も在住せしと西法寺も其界内に
ありしや今却る観音は安養寺の内に先ぶり観音長四尺人
行基の作なり
本戸古塚跡　荒川村本戸村の間西の山にあり則今其名を
城の尾といふ里民伝ふ十三坊といふ者在城せしと本戸十
乗坊ゞ事は或は中興無慈記にしあり或云本戸報恩寺
在城せしといふ信長と報倉年数の所は報倉方田の左辺
矢澤氏久しく居住し
森山村　或は寺山に作る湖東野州郡の寺山にワかたん
乃に森山と書は本戸村の南にあり

西福寺　森山村にあり坂本西教寺の末寺なり
北船路村　森山村の南にあり
八所大明神社　北船路村にあり多羅無年四月初の酉の日
光明寺　小船路村にあり京都寺の末寺なり
小女郎池　北船路村の山の頂上にあり南北一町許東西半町
許あり池の中に大木一本横にありて相傳ありしが此木不朽
といふ其池の東の方の山に小女郎の枕石あり古俗は安徳に小女郎
といふ高古へ池へ身を投今に至りしといふ
小女郎枕石　小女郎の池の東の方の山にあり石二ツあり相傳古
より若しかりしと云　南船路村　北船路村南にあり

近江輿地志略巻三十一

志賀郡第二十六

和邇荘　小濱村中濱村南濱村高城村今宿村中村小野
村以上七ヶ村を和邇荘と云ふ婚又和邇村と號すと云へく類聚
国史及び郡郷三代格等に出る和邇村小野今按に伴古は中
村を和邇村と稱しそるも存し民居あるしくそしく甚繁の五
ヶ村は其後新建する村なるし然もり和邇荘と號する所ち近き
事なるへし東武にはより稱せし事ならへし三井寺の
實録寺門傳記補録曰後醍醐院建武三年九月廿四日山門
隣状　園城寺領近江國和邇荘　山門當寺

是を見る時は和邇荘古来三井寺の領なりしを相續して
園城寺の所領也支とるへくたり類聚國史十九曰弘仁四年
十月丁未從四位下左中辨兼播磨守小野朝臣野主等言
猿女之興國史詳矣其後不絶今猶見在又猿女養田近江
國和邇村山城國小野郷今小野臣和邇部臣等既非其氏被
貢猿女熟捜事緒二氏之中貪人之利因不顧恥辱拙
吏相容無加紀正也云々類聚三代格曰猿女養田在
近江國和邇村山城國小野郷云々姓氏録云櫟井臣なり和珥
部臣島等志賀郡真野村に居住の事あり和珥
部住居せしより和邇の名ありしや宮路四面四里以の界りしく四界

の鬼氣を祭ン為に陰陽寮の人ことを此四所に遣す和逆異
此此四所の内なりと和歌群載の青千文書にあるとなり六月
晦日の事也為宮の祭ことに度神祭の事也日本紀云大宮
命到於和相坂上又此地の事也
北演村
三宮　北演村にあり
住吉大明神社　同村にあり摂津國住吉大明神を勧請
ほ事也祭禮毎年四月初の午日
八幡社　同村にあり
孫勒菜師大日観音等の像をて

十六光寺　同村にあり天台宗坂本西教寺の末寺也
中演村　北演村の南にあり
大將軍社　中演村にあり祭禮毎年四月初の申ノ日
金王丸塚　同村にあり浴宮金王丸は源義朝の家臣也義朝
野間の内海にて長田に討ちて後金王丸朝に下り事を義朝
の妾常盤に告或寺にへて剃髪して俗間金丸を以二階堂云
佐坊昌俊とすることは大に非なり浴宮は源氏二階堂は
藤氏なり其出自懸隔せり
十禪師社　同村にあり
南演村　中演村の南にあり

本社大明神社　南濱村に在り祭神未詳末社に八幡社夷
社あり祭礼毎年四月初申の日なり此日此村より中村天王社
へ御供を備ふ
菩提寺　同村に在り一向宗
高城村
法恩寺　高城村に在り比良山法恩寺と号ず坂本西教寺
の末寺也本尊観世音は惠心僧都の作之秘佛と称ず
薬師　高城村に在り祭礼毎年四月初申の日
和迹村川　或竜華川と云源途中村より半ば地高坂の
出途中竜華の両村を入今宿村南濱村の中間を歴て湖に

入此川長サ高坂より和迹濱まで二里八町石川なり
今宿村　南濱村の南に在り
若宮八幡社　今宿村に小社なり
善福寺跡　昔は寺なりしゆゑて今は田地の字と
なまり今宿村の中なり
中村　今宿村の西に在り
天王社　中村に在り祭神未詳祭礼毎年四月初の申の日
松殿社　天王社の男内に在り
喜社　門前
薬師蓋　門前本尊薬師八幡巻の作なり長四尺五寸

梧葉庵跡　是ハ天王社の馬場さきニ在り二里塚の名あり

小野村　中村の西ニ在り　蘇我親王姓氏録曰小野朝臣大
春日朝臣同祖彦姥津命五世孫米餅搗大使主命之後
也大徳小野臣妹子家于近江国滋賀郡小野村因以為氏
云云　則此地なるへし　妹子ハ旧跡ありとかや

小野神社　小野村ニ在り　古傳相傳所祭神伊弉諾伊弉
冊尊也といふ　姓氏録信用し難し　姓氏録曰小野朝臣天足彦国
押人命之後也　按るに　續歴日命三世孫天押男命裔
本姓祖和根命女宮戸知姫生世襲足姫命孝昭天皇之
后也　皇后生小野祖天足彦国押人命及孝安天皇也云云

神名帳曰近江国滋賀郡八座　小野神社といふは此社の事
也　三代実録曰貞観四年十二月廿一日近江国従五位上小野神
授従四位下云云　續日本後紀曰小野氏神社在近江国滋
賀郡勅聴彼氏五位已上毎至春秋祭不待官符永以往
来云云　神祇志料後曰光仁天皇の御宇西大寺の西塔焼
亡の後　此社のうちに近江国滋賀郡小野社の木を採りて
塔を作りけるに祟ありしかは其時当国郡の人小野社の木を祀りて
神の祟なりと解なりけるとそ云云

小野篁社　同所ニ在り　篁は小野岑守か長男也参議
正四位下相公といふ　父母に孝にして至孝なりと長く人

二寸博識練書訪歌の達人也隠岐國へ配流の時誰也
七十律の詩作行ハ惜代今繼ニ一首朗詠無ニ少々ハ哉
云爲ハ老寺行林ニ捨ひとりし児ある故篁と名づくと云
此説妄也第一ハ也ハ彼者の傳曰世之知參議者多不過
稱博識治聞及訪文和ニ才何其知之ニ識乎哉或語余
曰日本地理志畧ニ載ハ小野篁読書於下野国足利郷其
處安先所像教授者相続所ニ又經正義學經論並注疏
等ニ之余嘗聞ニ略知參議ニ學ニ不止於記誦詞章今
又読文徳実録審他考状以見其踐履ニ實ニ是也邦信
隠ニ傳者也而師諫元亨釋書曰篁は不測ニ人也名在
人間雖遊冥府要是何言也無歌捨信入佛ニ故謀經世書
の言雖篁を知者ニ謂つへし凡世ハ大抵ハ理也陰陽ハ形
は気也人の生ハ理ハ相合ニ形質ハ中ニ心神
をもつて死ハ魂魄ハ散ハ形質則去ニ一
度死ハ二ハ生ハ事水流て又かへらしかひ
況者は人間ニ生ハ魂を真府ニ遊ハ理ハ也
今歳ニ信説ニよつて評ハ不可説を識ハ世は天
子ニ法ハ閻ノ王ニ仕ハ是は二心ハ不忠ハ罪ハ刑ニ有ハ
篁ハ如ハ何ハ也
小野氏風社　同處ニ於ハ氏は小野篁の男ニ篁の

猶子也書を稱ゝ以世に所謂野蹟は是也 康保三年十一
月卒 以第七稱式
般若塚 門廣に於て一説に曰 般若塚を書しく地中に
埋れ也と一説に曰 小野小町の手具を塚と呼ぶ也 小野
小町の常に書しくあそひ調度を埋む塚なりとも云へり 然
般若塚の説是なるべし
上品寺 小野村に於て小野山三昧院上品寺と号ず天台宗
坂本西教寺の末寺也 相傳小野篁の開き去ける所なりと云
真野村 姓氏録曰 吉野朝臣天足彦国押人命三世の孫彦
国葺命之後也 男大臣綱命の男 大矢国宿禰

之後 氣長さく姫皇を溢神功征伐新羅 凱旋日便安為
諸年將軍于時 聚彼国王 稱之女生二女云云 兄佑久命 次
武義命 佑久命 九世孫 和珥部臣鳥勢大津忍穂等 居住
近江国志賀郡吉野村云云
正一位神田大明神社 延喜式に所謂近江国滋賀郡八座の
中の神田神社と云は是なるべし 善門村にも神田神社あれ
とも此神を善門村へ勤請せしなるべし
吉野入口 今は埋れて田地となれり 猶も演ぶ云
金蓋寺 後報
韓にて書れ入口乃演風に尾宗 然れ夕くれ

歌枕

まの浦漕出てゝ見れば其波や比ゝ名れ高根に月傾見

中村　法恩寺　中村に行て浜を東浜華洗の東寺なり

沢村　源國寺　沢村に行て浜東禪林寺に東なり

北村　北村に行て浜東禪林なの東寺なり

浜村　祥慶寺　浜村に行て浜東禪林なの東なり

吉野川　源は普門村佐川村の西をしてゝ吉野村に南を

廣く湖に入る

柳田名　本宮田今宮田衣川をいふ也平竟は皆吉野名

の中なれども何也此物なりか此所称に来まり

宮田村　宮田村は湖に傍てゝ西鄕村なり北國衛尾に

あらず御所なり千町浦東に行て宮田は惣名にて北獵師

東獵師外獵那に内東に切りて大尾中村西浦等に

小名行て本宮田と今宮田と間に猶ゝ隔つ橋行て今

宮田を北獵師或は小判木といふ宮田の事をいへるは古

の称にして本宮田衣川を合せての事なり然れば衣川

も宮田の中なるにや本宮田今宮田衣川三ヶ村にて三

ヶ所の地也宮田より吉野へ二十町衣川へ七町和迄へ一里

半行なり此地の落居迫江八景に其一也事は湖に花と

漁人多く住居し湖上に浦へ私を出し小糸網をおろし鈎

沈し事はり参考平治物語曰左馬頭義朝堅田浦に出しく
義隆の首を見て八幡殿の御子の内に義隆をとりつ
る小法れ事を言いとく力なくすゝ覚えられしとく念佛し
湖へ馬の太腹ひたるまでとく打入世首を収らせたり相模の義
を当行せらるゝ也ハ森の冠者とゝ申けり云云亦佐々木源
三判官秀綱討死の地なり参考太平記曰文和二年六月
信山名伊豆三郎謀叛至上出帝都新田掃部助貞施得
山名謀叛之命於堅田浦事廢於君時秀綱打死云云
常楽記曰文和二年六月十三日佐々木近江守秀綱於堅田
討死云云秀綱は秀詮々父也堅田物語曰足利殿の出

書の事は元弘の法れとよ場口掃部助今堅田に楯籠る
所に尊氏公よりも数百騎ゆくに以攻被滅といへども要害よけ
ま此は容易く落城し難し尚和の侍を覚えて所に軍
そうを加勢にいたしてこれとそ氏公の味方に参り業
内は存知事なれは時日をうつさ以書落ゆき足利殿
以義不斜なり以義状を被下ゆ其書に曰
野心を挙楯籠今堅田和信入魂三方諸侍不移時日
責落連上聞条為神妙也殊上為勢遠物可ゝ恩賞
中赤橋弥六郎申合ゆ平仍執事之此件
元弘二年六月十三日　尊氏在判

本宮田沙法人御中

関演　今宮田と号する地名也或は関屋演とも云相傳往
古関あつて船の往来を改し地也故に号ましたる此地の古人
古へ尊氏将軍より此兎洋を持て往来の船の十分三を見
見を移れ議ニ今は有し　世屋より湖東の演へ二千一
町船渡あり宮田の渡十八町といふ此渡の事也
西海池遺址　諸書に宮田に於ける志せる其所在今不詳
多島関　宮田に於ける或は多島の渡といふ
神田明神社　宮田西浦に於ける細川幽斎南社へ参詣絹屋
の何某といふ老人条りあひ今れは高斎鬼の様なる手書

そあるる彼者ありへ此一口に云くさんとされと遠は如けてと注
ずれは孫の外感心し呉彼をもつて記せり条神未詳
条の礼毎年四月初巳日宮田物語に条神平将門といふ其非也
其湯権現社　宮田三郎の切に於ける此地の景色畧伊豆
國三郎に似たり比叡山法性房則其湯権現を勧請ひ
条神は其穂耳を也条の礼毎年四月寅の日宮田物語曰
正一位伊豆大権現とゆ十年も是は山門法性房阿闍梨
諸國修行なされ伊豆の三郎を御通りなされ今れに権現
後に御業務被為成に世に此れにて法性坊御体なされ後
を拈木にしたせ而かせられ今れに此後木よりもてなれ中

さて法性不思議に思ひ弥子をめされ弥託を被為聞ハ
一は此和二語の風景に似たる間是に御座なされらまん
と御御祈祀也法性坊高吳の御ことひなり云ひ易社を建
筵をも内陣に網をすゝ也永祿年中に織田信長と御意
義景と於當地合戦に及ぶ事あり其刻寺社とも炎上
仕ハ其節彼筵も燒失仕ハとゝ云ふ
海蔵寺　岡田に行り竜松山海蔵寺と号ハ文祿二年
寺主の開基大津大練寺の末派なり
海御堂　岡田に行り海門山海月寺と号ハ岸より十間
弥湖中（築出）にて建て堂ハ堂は東向にして岸の方は

裏也湖中に建るを石浮御堂と称り阿弥陀佛悲像に弥躰
を安置ハ相傳往古は弥躰に悲心の能なりしに中古の
無筑に絶失ハ一僧ありて是を慕ひ自彫刻して其数に充ると云
此堂初は弥躰佛堂と号ハ一條院の御宮悲心僧都の創
建にして悲心自弥躰の阿弥陀佛像を刻て安置すと云
江源武鑑に元祖の筑に弥躰の中三百五十二躰絶失せる
を作て本義実大佛師貞長と云者をしてく闕佛を補ハ
志ありしとゝ志るせり武鑑の説信用に不足
正観音　聖徳太子の作長二尺四寸弥相傳大伴悲
の漢物佛也と云ふ

藥師如來　傳教大師の作也

石地藏　滿月寺に門前にある小堂にあり石地藏の像は弘法大師の作　堅田の古人北村居下の高附にあり居下は藥人画無の文也

祥瑞寺　堅田にあり大平山祥瑞寺と号ハ禪宗華叟の開ニ去寺領四十石御祭市地治北大徳寺の末ちく

大友樹　堅田にあり古俗名を芳長等の山樹と云と云り称た一樹をさしく長等の山樹とは云へきものゝ事藏に　さて治や志賀の郡は　あまりを芳長等の山樹哉と　よみしは志賀の樹をさしく御せしなるへし

本福寺　堅田にあり多陽山本福寺と号ハ開基釈善居西本願寺の末寺内陣の院家也慈仁の孔に蓮如上人此寺に三年滞留ハ

波浮如来　是本海門山滿月寺浮御堂の本躰佛の中の佛なり山名細川の孔に本躰佛所に蒙立ハ漸此一体を遍後に北部の獵師湖中に此佛を網し得たり此浮又本願寺の門徒なる故に本福寺にかくる波浮の如来と号ハ本福寺に安立ハ則恵心の作なり

光徳寺　同唐にあり東本願寺の末流なり

慈教寺遺址　往古此地にあり今は高橋に引移此地にあり

古城址　堅田に於て相傳山田民部居城の所と也とて明智
軍記を按ずるに堅田の主沢田台庫及ぶ信信長の威勢に恐
れて遂電し其後信長青地駿河守泰資を居て志れ朝
倉義景は朝倉中務山崎長門守魚住備後守朝倉出
雲守大陽寺右馬及丹波守等をして九月十九日今
佐山へ攻かゝる織田九郎信治堅田の城に立陣あるしか
今佐山へ加勢をへしとて猶飼某及を堅田の家を居に就
し打て御給に義兆其後廣城其もとし天正元年將
軍義昭信長を討んと謀し湖水の雪の筈にして堅田の
古城を法くろひ大館伊勢守信賢一色播磨守磯貝新太郎
等を籠立其後信長此城を明智十三郎光秀に賜し始て
日向守光秀と名ゆ然後明智十郎左馬光秀近在城ゆ
衣川村　或絹川に作る古芳は今の村とは二町許西にて
そしか驛馬の便あしとて民家を今の地に移ひ古衣川
村の跡とて田畑の名殘れり衣川村は北國街道の駅次也
衣川　源は比叡山横川の峯及仰木の山中より流れて仰
木村平尾村を過て衣川村と堅田の中間を廻て湖に入
る也或は古絹川といふ衣川と書ひを取得し唱ふ事にし
川の長サ凡二里餘小石交りの川也

憶中抄

なかなかはかなかなくなる今まとまるまで岩田といひしへ人れきぬハ
天神社　谷川村にあり所祭天満天神也民家より北の方松
山の内男内凡一町四方許末社二社あり天文六丁酉年九月
廿六日佐々木ニ為頼勧請ゆゑ所なりとなり
鞍懸社　谷川村の西野の中にあり
梅宮　門所にあり
古城跡　山内諸河等ニ為綱ノ居城の跡也鎌倉貞宗と戦ひ
しへ人なり
竜瑞寺　谷川村にあり天樂山竜瑞寺と号ひ黄檗山
萬福寺の末寺也本此寺地は往古の法寺の回跡也中興

岩田の領主瑞田内記正ニ為一寺を建立し天樂山竜瑞寺と
号し黄檗山雲巖禅師を招く開基ハ雲巖禅師ハ黄
檗隠滅三十四世なり此寺の男内一町四方許ニて男内に
古墳の石ニ多あり是往古の法寺の遺址なるへし
横木稲荷社　是此寺の鎮守とて男内にあり
円成寺　谷川村にあり一向宗本願寺の末寺なり
高橋　是谷川村と雄琴村の中間かき川にかゝる板
橋なり主ノ国の方を山の端と云又は茶碗が滝といふなり
メらが坂
ふしゝ坂　是此谷川村にあり仰木村にある間の小坂也

水春秋　長川村ゟ八瀬ニ出る路なり

近江輿地志畧巻之三十二

膳所　寒川辰清輯

志賀郡第二十七

一　玉造庄　古老傳云松本ニ陽の邊を云と今詳なり頃
あゝ左手池に少地ニ江実大和ちに任し上原の時近江国造
庄にて少女を置て粉子と云是少地少所なりと藏しり少地少所
と玉造少所とも云人之あゝ左手池未定の説多し探用しか
さし或説に玉造とは尾造の事之今に此地を尾造所にて玉造
庄にする説之揚津国大坂にも玉造と云地をて又尾造矣し此七千鏡
なりといへり然るとも物のたとへ玉となつて碎くるとも尾となる

紀ヲ見ルニ、その後ニ見ルニ、後の者ニ係るのミ大津と所
處建積して大津の京所通ルモ、そこを見所を見ルニ見ル所ハ
松本之中所通ルニ、恒川の橋を限と其松本の方をて来
所といふ是古橋の大来ゆりし故の名なりと云演所通ルて
其紀家所を見ル

一 恒川　或ハ常川ニ係る大津松本の辰ニ向ひ源左衛の
山の湯流をて体陽の苔別まの苔稽苔を原て百川へ入て
恒川となるまり川幅四尺斗紀家所稲荷社の南より湖
に入之式川雲かちまり上ルて百川といふ下ルて恒川といふ
蓋古代川湖へ入ルの東の星ニ恒世の社有し左に川の名

とす恒世社ハ今平理神社の内に遷座ニ左ニ先云式川を玉
造川と云といへり所在ニ玉造座といふ玉造川といふ又稱ス
例

夫木集　清原元輔

篝子家君ノ活代ニハ生江ノ玉造川ニ生ル事とあらん

月　讃人　山吉

知とつして万代然ハ月なれハ底ハ入くなり玉造川

一 戒光寺遺址　松本ニあり往古代地に立しか左ニて山陰
西磯ニ碑ニ

一 狐谷　平理神社の古世所西南にあり是古平理神社有

し地を存す土俗ゟて本宮といふ今松樹数株ありて此地を
旅籠といへり其年を三十古大水ありて旅籠止しとなり左の名な
利とかや

一 馬郡古城址　古伝相伝ふ松平氏歌と云者あり三
井寺の傍に築て死せしといふ其墟地の次を今八田の字
となりしと土人鬼土を採る所に時々土中より瓦を出す東川
の陵斜に隆起山形を田なりし古る此故地も山續了
して大庫の人家あり灘の崖辺しも尺瓶を掘出す事あり此
辺の土地より瓦と古道の所に錯なりし時々の瓦並土を掘
出す事ある日に傍くなれり橋本を山と此寺に拗其回向と
なされる年の後を地形も変じて今の如しとそれもなく
なるべし　掬井村も尾張より本藩山伝承村の高塀を拓まる
松本氏歌も婦人を使ふ米浦氏の家族なりて古田上北の遺址
の東の方の大庫村の所とて後築あるを村記述して見ゆる
三井の傍にも築きしあとも見えしと云ふ謂伝ふる事なし

一 洲山清水　同所を巡りて古伝曰古松本氏館の用水とせる
所なりといふ

一 平野大将軍社　松本村の内の此社の主居の前を平地
町とぞ益郡光寺より名付けられる人多大庫寺の所領
として東海道の旅籠屋も平年ある家ある所也社を此よりか當

恒世といふものは粟津の漁人にして今中庄村の田畑の神と
日躰なりと云 往昔中庄村田畑社にて恒世の靈ふおはせ年
を中庄田畑の条下に記ひ日吉日記日吉新記等を拙せる
に田中恒世を粟津馬場松本の漁人と日吉の神殿
社の時は恒世の漁舟ふかれ鋒砦琴御鈸の庭の松へ
隣華あり于時新中にて粟の殿をまりしより今に流傳也
して恒世の子孫粟津の土人祭礼の日粟の殿をそなへまつる
恒世の靈を祭りしは何れの時とそなりを詳ふやひ今日吉祭
礼の日松本馬場の面村童子をもして祭礼に御ふ祭礼なる
以前土人集て高麗荷物の十分一を集めて右の童子の入

用とひ土人以為此童子は往古恒世神事に理従せるの
体やと従ひ来りと謂つへし但日吉神事を大祭にて其
前後村にへ深ひ此村の不役も童子をもひまてやる人を
恒世の行粧をそなへ人や
鎮火神社　平理社の境内本殿の右にて小社をこと
風土記謂在宮城四方角ト郭等鎮火而祭為防火災也
故曰鎮火云々　新神を祭なるへし
天満天神社　本殿の左にあり祭神菅原相宮保十
七年是を勤侍候
地福寺　松本に同り祿高隆源京都寺末流

世俗和尚の宗基松本氏新小輔建立なり昭和地福居
と号須賀永年中改て地福寺と云出給ひ千日寺と
唱へ古伝後千日の上高佛世後行也と云
慈服寺　松本ゝ水照山慈服寺と号須海山律宗
宗主也あ長居の末ちえ弱て慈服とのこと唱ふ丁和年
中種珠高分のち号ま改む足より先紀伊國高野山
金剛峯寺の寶昌院と云伝ひしく富有に故に出給也
せしを弟ちとりふ
御房迄子　高見町より中町へ直行る小路へ出給中世
御房と号ひ有る所比丘尼在住也し左の名なりとかや

蒲生實　紀家町の南北頭を云出給ひ誤てかも
の関とりふ出給蒲生磯深ち氏々上落する時往昔の繁
昌の地左に名住くと云蒲生氏々ハ南國日和の城を
や伝令ハ井伊掃部頭高安河の地を深山詰屋とりふ
かゝし井伊氏の陣地老根深山なるゝ左に
糸操井　蒲生實の倩に向り清泉なり或ハ糸操
の井とも云出給往古の王子行幸の時是を此ハ菊の
花をとりへてなると云今東ハ大和御行ふ日高子の帝
陣遊ハ石山まゝふて行ひ今日国の国民つれ国かりひぬ
へしとかんとふると此ハ国の法荘なとにかかりてと

のむひかれたことてそまひて法とふけをはふさつり
て詣てまひ帝里近江の守いかに守しかしかるふあらん
とる帝さおそれく又むけふさてをしまりかん中也
て海とせむふ村おの須ふよの居なし後自此度仮屋とも
を作とく菊の花のいと面白を植く法事ゆけ法ふ海つ
れ里玉のきはかちおれくかはかくれかるそ十ゝ里をを
なんせへ立たりかりしまし三る程ふ風上人里をは
那とてさてしけそやとひかり地も法事をさへさ野
まひとく印しふさしまそ有そやこそせかひかれは人と同
いかるふ中ゝ名

法ら波百もなく君をましふかり法法くそ君と法れ
やとふ先り帝れは是ふ先てのふてなんとまりて人ちは
この嫡ひて海とせかひかるとそ和分威徳執鐙にし
けるを飛ひり石山ちこ新製の西光弱紀にしけるすと
延長十三年九月廿日ゆまりとを右近衛将監を勅
使として道の百を尚ひ其里玉ひかれは国のちなれと
仮面を設菓面をうへ里をの面をおして旅よりせさ
る年大和西海の説のぬく皆此地のむとし

一 福藏寺　松本にあり一句高木本新寺の末流也縁
遠中の不異也

一 打出浜　古老の云　松本村より一ヶ崎村までの間は浜也
此名の方角都を指していふ　古今の東路記并類より云
丁山露をへて打出の浜をこえゆく時を過打出の浜といふ
万水一露に曰打出の浜を大津也といへりの名所也といふ
源氏物語関屋の巻に曰　その日しも石山に詣給ふ
日なりけり京より彼紀伊守なといひし子とも迎へに来る
人々此殿かく詣給ふへしと告けれは道のほとさ
わかしかりなんものそとてまた暁よりいそきけるを女
車おほく所せうゆるきくるに日たけぬ打出の浜くる程に
とあるは源氏奥義抄并花鳥余情にも此浜のことを載

不知記に志賀は東の方弥平の里へと都より粟津に
さしてゆけは弥平の里也大津の浦すくれは湖の西
乃浜なれは今日京の粟津の京よりて打出浜と云力
を指て返つらへしつ粟津の京より打出の浜と打返
慥なりといふ是等をいへは打出の浜とてよ
いふてる浜の松本の浜といひもとよりの明けし

鵞峯文

集曰松本村水行者自是乘舩到矢橋古人所謂打
出濱者在大津松本邊乎云云　万葉集相坂乎打出
而見者淡海之海白木綿花尓波立渡云云　是より
打出の浜の名を得たるか　今矢橋渡しの舟松本の浜に着

とゝふ所なり 和徃復其近衛政家公の近江八景共稿
海帆の緑に
夫帆にて矢橋にかへる風をして打出の濱此海の近風
かゝゝ此をとゝ打出の濱とまとりの縁なり
新捨遠集　後鳥羽院
弱並て打出の濱とは刀濱もいへ鞆日にさるゝ志賀のかゝ
元長家集
詩を云ふ打出の濱に立波のかへらん程を見ひ出せ
播川百首　慈昌
今ゝ此袖も出るかゝ雨を花打出の濱の波なきよせ

夫木集　為相
関雑て打出の濱の東をしふ詩とりかゝる馬のうゑの礼
為尹千首
是やまゝ勢多をしかゝる居なるへ今は打出の濱のうゑ波
石場　松本の中此小名にして馬場岩なり松傳中古
石立此地に多し其後して此濱迦に石を積おける名の
名やと今後に石立一ゝ数あり近世にて菓店新を
並へ河岸を開て旅人小もさく旅人七又湖魚の名産
を賣してゐ此に憩息是所面とり矢橋へ渡し船を
出ゐ所にして矢橋とりの事 此家にて是は左に其業

一 見月坂　或は車西坂とも云ひ又は橋村能衣西の方
昆山の名を云ふなり大津の方へ下るなり斗の坂也
お傳花園院此地にて月見の事ありと云今者は詳
ならず大津向山ちと月照山といひ此地に月見坂と
云ふとまゝ有事也

一 大津寺印源　今は詳ならず お傳往古松田山
大津ちと呼せり寺なり大津の皇子の宮の
新しく年々の無大小かくりち廃し大ちすると云ふ一ち
とあつて大津ちへ移せ今此寺ちは是なり

一 大光ち遠征　是月見坂より西の方此田の字ふ也

お傳ちは武山大ちすと呼ぶ高市の皇子の御陵を祭
ちとは同じ武山大ちすと云ふ境月見山大光ちすと云ふ境
ちなく廃して云ふ諸皆大津の古老に移る大伯邸義成和尚
の笑山にして四字慈学也　但はなしとなり云ふ来廃し
よかりて慈廃は本学の御所のこと持遊ぶて右の御所卓
机等修ふ碑縁お国ちに存在ふ卓机の事に近日国志
賀郡同見山大光ちに絵ふと云又云花園院の御持佛一寸
八歩閻浮檀金乃千手観音の像ちに御りし故にて今国
の事に存在ふ云ふ也して所遠四郷の字に如き極同と呼ぶし
如き無対天なと称する程高名し皆大光ちの田所也と云ふ

ことに人の所傳にして詳なるべし

一 毛呂子川　先松本了場五村の界に沿り川幅四尺半多源
八百の山端荻谷大嶽橋の鹿石谷凡四十流出て汁新を經て
御家入る　或説曰毛呂子川と云誤也　西鉞川なり　猿新城
下の白八町縄手松原の中にも要鉞川あるて二ツの中也　言人は
此二川の間と栗津の西にも栗津の原にも云なり　所者は栗
津の西を鉞て八町松原の川を通る故に西鉞川と云なり
所者と亦栗津の西を鉞来て汁川を鉞る故に又要鉞川と
云鉞を誤てとり二川をとらこ川と云といふ又一説には汁川
をとらこ魚を多れ故に名つくとふとらこ川は五河の義也

松本了場五村の間にあるを知て五川と云也　五川と唯しを
川の名と覚て又川の字を重言して五河川とは唯来れ
然れども以上の説信用しがたし只やまらうに栗津松本五の
間にあるを川は五河川の義也或は本間城の傍にあるを以て
本間川とも云ふ古俗云少地小町有裏は寄ち近に能仙し経
に汁川に身を投して死せて于後とらこと云ふ矣を鬱とり生
せし故をとらこ川と云と多くたくり小町の事は遠坂の條下
に記せし詳に記されば次に此泉池曰少地小町六十九歳にて井
手ち死光廣々百人一首秘に曰御子左の家乃記に為定云
少地小町のおいりけるを山城に井手の里なりと云是ある

双と云虚妄の説なるべしと知るべし

近江輿地志畧巻之三十三

志賀郡第二十八

一 馬場村　松本の南に近り家種之 和俗往古彼大光寺門前
橋乃下傍有し地之故に名付くといふ

一 関屋　下馬場村の氏家の西南に近り元は往古大光寺の界内なり
是の屋とも云ひ今俗の一菓堂なり本堂は一丁八分圓深
檀金の千手観音菓圓院の御持佛之云

一 屋川　今朋の川に似るを此之川中ニ入牛通る下馬場村

乃山中より流れ曲流して高塚村の中を廻て浙に入れ候
往古北河上に花輪屋を居る河の名とれと云ふとその論有
輪の田と云字あり此邊皆往古大光ちの界内なるべし

一 義仲ち　馬場村に所り本當義仲ち塚を居る名はく
初一位此塚の傍に高と称く義仲居と号れ云ふ語つゝに
義仲ちと云三井ち光淨院の支配より江源武殿に依来
二十一代の間形義実此ちと単創して石山ちの末ちとなす
といふは傍の傍説なり

義仲墓　義仲ち本当に所り初は行沈坪の樹二株家へ
其重ちしとせしに近世好事のとの墓を建て其石者に沿

して曰本曾朝日將軍義仲公徳音院殿義山大形士の墓
と記れ今樹ちなり義仲は云条判官為義の次男書官の
節刀は長義賢の子也本曾の冠者と号れ壽永二年八
月十日左る所兼樹ちに住し頃五位の下に叙れ同十六日
伊与ちに遷任し十二月十日左る所を辞し同十六日頃五位上
に叙し元暦元年正月六日頃四位の下に叙し同十日朝日
将軍に任れ衆なられして陽大者日に也し上皇を通内裏
を焚き衆道りに而にし源頼朝命尹範頼義経として
足をうとしむ義仲宇治勝多の防禦あて粟津り原に於
めて石田為久の矢に当て其を後人塚を築て往古北通

郊原にして与に深田に打入しといへ原和州城の侍なり
と云今年北邊を好事田にして泥去ぬりし義仲戦死の
事ハ盛衰記平家物語等に詳なれハ事永く文勢を
故に要を摘て書ものと亦明日將軍と云と及名のかく
に記れ笑へし朝日將軍といへるの武威のかゝやける故
聖と称せし吳名）石鼎西皈録曰項羽元暴悍一
炬燒咸陽壯氣覆天下大楚称霸王當厥兵食竭殘
下徒悲傷虞姫帳中淚慷慨泣數行千里雖不逝陷死
大澤傍終成烏江鬼血食無廟堂從来兵家術須知柔
勝剛偶往義仲墓荒艸露濃々後鑑戒覆轍二將今則

亡

山崎闇斎詩　木曽昔日寇王都垠上誰栽梯一株死
地縱然和物変暴名必可與天俱

芭蕉墓　木曽塚の侍ふ如し芭蕉翁を相風全化宗房也と
号し伊賀の上野の人なり相風桃隣の弟子）蓋西和尚也乃
家に蔵書新也り家に仕新七り一子殺馬疾病して死れ金
俗者に利髪して桃青と号し相風貞徳に従て俳諧の道
を学ひ自立天然俗し其武を志と大に其道を行ひ門人を
多し其中興と称ひ和京都に其後江戸に来る門人

源川和大五町奥所松風といふとの小庵と家所乃侍に擬へて
桃青の釣柳想見乃所とし庵庭に芭蕉あり因て芭蕉
庵と呉れ侍人庵主を唯て芭蕉翁といふ此れを俳人呉
翁とめとて翁終に大坂に来て疾病して元禄七年甲戌
十月十二日死れ病中の句

旅にやまして夢は枯野をかけ巡る

遺言によりて其地に葬つ人板本呉角巻の路を言を
於上郡平田村明照寺の界内に笠塚あり紀前長谷に庵
花塚を江戸源川に奈句塚あり船中に翁塚あり庵別
笠ちに今塚あり又其遺に無名庵と云所あり芭蕉翁暫く

棲止すと今居の北に祠堂の庵にしつさんと云

一 福正寺　一寺惣村に河あり一向宗本本教寺の末流也

一 光運寺　一寺惣村に河あり一向宗佛光寺の末流也

一 古城址　一寺惣死花の居今建屋の殿と云所是なり同
人の居住此頃といふ事也

一 粟津花　粟津七村と称し西花本下照花中花前保寺
花川は一寺惣村にかへて七村といふ或は此中名左川に除き松
本にかへて粟津七村とし云如何にも四社に拘りて粟津花
といへ源は西花本下照花中花四ケ村なり別保は別粟津此
別保也源義詮康安二年二月二十日新田社へ寄附の物に粟

猿不の所とも云

一 法傳ち　西京村に行り猿不所の中に一句に京佛
光ちまゐ[illegible]の来ちに冥墓の所代未詳といへども正親所院
の永祿三庚申のとしより以来の年に明らかし[illegible]
仏也或人云[illegible]

一 八大龍王社　西京村に行り或云京のことに一株の楠
高サ或十丈[illegible]なる所り靈木と云[illegible]
海神也[illegible]龍王[illegible]一神道のき
[illegible]也[illegible]佛書の[illegible]龍王[illegible]
龍王[illegible]龍王和[illegible]龍王[illegible]龍王

摩那斯龍王優和龍王是正八大龍王といふ土俗或云
[illegible]

卜部記曰古老相傳天智天皇御宇初示現焉當時
龍燈時二現山上於是野老怪之登高山窺望之眇
龍燈及神忽現大檜樹上煒二煌二焉揚微妙音声
曰我思和光同塵之利益而救衆散旱損之衆生中略
万人感喜異之端頒渇仰之首仍詣帝闕以其状于
皆遣勅使察其実否渉彼南山聽其権迹果有尾生
信而無垣平之誕於是搆假殿山上相神宇邑里永
以為氏神當眇毎雩有靈應是以吉日之祭禮官家

之奉幣綿二無盧日云々 鹿を山上に捕るとハしの所畫
鹿山なるや 今當山上に一桜樹あり 臣樹なるに延喜或は
近江國滋賀郡八座の中に石座の神社とあるを 稱くを
此神なるべきる紀とも明なる證なるに 次に大
凡神道に明理と傳紀とを合見すれば其由源を知事
ゆゑに當社に傳紀あり 古老の口傳を考へて吉田へ
捕ひしたる一老ゆれとも 久音郡俚の言ゆへて傳紀とな
しかるに吉田家の紀も又 里老の祖を書紀し 五人に實に傳
紀ともいひ難し 文永三丙寅年八月 此ある神を 佐々女
と紀せる 捕れあり 是より 年ゆへに古を捕れあり 文永を人皇

八十九代 龜山院の年 是に無紀 毎年五月 祈る本に社此
無紀とあるに 祈

一

泉水寺 西庄に ゆゑ僧 蒙脇の開基なるに 神法光
山と呼ぶ故なるに 書也 山面 然後 泉水ちと 後に 本寺 聖觀
法大師の 作る 不如 お傳 を 神 別 佛村 天滿 を 神 の社内 泉
水の中より 得たりと 泉の寺の 号 ゆゑ 寺 湖 を 其の 寺 の
世に所謂近江八景を一に見るの 佳境 一日 年利 候 法山人
ゆゑに 惡 思して 感 寄 に 大 に 東 に 至 の日 佐々 來 重 觀
を 八景の傳 前 を 書 せしの 佳僧に 送 ゆゑに 佳僧 額 とし
て 是を 指 今 古 言の 僧 ゆゑに 佳 ゆゑ

一 兵庫川　此名いかなる者と云事を見ては是俗の河原
とは新宿と云川也或は家多ちの侍ありて家水川もい
へり是も此川の名を見ては此此川の多源にかゝと云ふ
あり故老に問ふ所ゝ若といふ川の侍ゝ兵庫の川をとゝ
以て其是を以て考ふ是は兵庫川とふとも言ふ所へし

一 木下村　西庄村の間はゝさえ今は猪不様下の町と
なる相傳古者西の庄の方木の陰猪不の大根の陰となりし
より木下と名なしとなり

一 正法寺　木下村にあり一向宗京佛光寺大善院此
末寺也　慶應二己卯年　釋顯院　開基也

一 敬親寺　木下にあり一向宗東本願ちの末ちて正年中
釋宗永開基也

一 靈照寺　木下にあり塩江山靈照院也和ちと号ハ弥
惠照院と云て如元年桂昌院殿の譯を避て靈照院を改
む承應三年先君諱を云高院を第劍なりしのもひ
大龍院殿の神儀を安置しもひ比勧山西塔定家情良英
を招て出ゝ居しもひ是ゝ延寶年中先君曉を院殿真
英云東照神君を尊崇して少祠を建て且光貞院殿及
常憲院殿の神儀を安置しもひ

一 八大龍神社　木下にあり無所の神詳なりは或云

八大龍王なりと云 祭礼毎年五月朔日

天満天神社　稲荷大明神　天照大神社

五社明神社

以上俗に八大龍神社の又内也社の傍にある小社也之

唯泉寺　一向に本末相違ひ来る之文禄の中

の寄基やとはいへども詳なるに大津唯泉寺の故なるや

天王　是本下村の西田畠の字あり中の庄午及て王

神を隠脱の地なりとに

石神　本下村のうち川とり西の田此字也　臣称す

なり今の西の庄八大龍王社初在此地なるべし　此八大龍王

此事彼條下に記せる如く八大龍王を延喜式の神名帳に石渭

石座の神社なるや　此此神をし見重度の嶽に諸座し後此地

小社を遷其後又今此西庄にうつ川せるなり　此事是古老の

ものの語に伴へり　此地を石神といふ事なく　是也といふ

石座の神社とせる説あれなれども後考を待つ

庄塚　山下にあり山神といへるいせり是栗津の庄塚

也　此のみに限りて栗津中初墨津に庄塚あり

鳴瀬　古横にあり古俗の唯留もせる名なり　本法

は此瀬水にうしてるくものは高平急にして近村より集まり

清白蓋度山　高山なり頂上に檜樹あり　西庄八大龍王初現の

地を利 半段に池あり清霊夜池といふ清霊とは神霊の
夜とは神夜を建たる石の名を利

一 山頂山嶽 北道にての高山也 西山頂東山ひとしふありいかなる
石にふ山ひといふ事を志らず 後按するに北道にての高山なれば
古俗の唯習をせる名なるや 千ひの文字に似るを誤せり 山川の
名には聖鄙の俗名あり 菜鬘膝腰山の類を利 山の打
越は山城風なり 晴天には按津 伊加久ちなるに唯也

一 膳所村 来りむらの事 鄙讀 膳所城下町の家事あり
北道を栗津の庄といふ事あり 古の膳所あるに利ての名なりといふ
式は栗津の庄ある庄に膳所の名あるかしといへり 古歌に

とのて浪とよめるは北地の出かとにして今の浪田をいふ所なり
古俗にいふ 天武天皇大津をもて 吉野に納き玉ふ也 此地
を通り玉ふ 村氏栗飯を修飾とせ 支とり 天皇嚴威の
作り栗津の庄膳所の名を揚と来りむら田畠の字に天皇を
いふ所あるは此習をやしといふ 我或説にも漢名田畠只事の栗
飯を勅りしより 栗津膳所の名はありしといふ 後今按するに
以上の説名なりとし 来りむら田畠の字に天皇をいふ所有は
中庄牛ひ天皇神てし 鏡座の地や 天武吉野に納き玉ふ
也 きはいまりし天皇を称し 本をさりし 去 彫琢なり 亦也
漢名をもて 蒙家の説をもとして 棕櫚に 竿をさるの義なり

天智天皇大津の都うつしたまひし時御厨の地にしてありしゆへ其穀
をも蒸しや故に膳所と云ひしは膳所の御料地ありしを以て時々膳を
きこしめされし古の神にして禁秘抄及朝野群載諸氏らの
語に御膳の実も見えたり 是御膳所の字あまりにいへは膳所の文字にかか
くあやしき理なく膳所といふてあまりの名となし侍りて
膳をのせる物の称にて人地の名とはなれり膳所とやいふ
亦一傳しては ぜゝといへは文字を見ざる先に此膳所の文字をばかゝず
しては判りかねるは義利もあらんか也其の字に己の判をとかし
中にも傳来の事しも久しきあとや古来より此は其世に似る古實
紀にある善所の文字を見えたるや膳所にも見えたりける古書の御厨

一

供地にて天子の御膳所たく君こそ挽きを為しや粟津の名
を其のあたりも田中恒世が目吉き勅の粟飯原の名なるや
膳所譲　武士を膳所備へ置きて膳所の御料となりしより
今漁田町といふ所鮒釣りを業とす漁人家業とす流水
朝夕の漁にて漁人魚を献じて天子に近江しきりに漁師に
国を領して鮒を献じける天子の御料に漁田とい
ひしを今も漁田町といふや禁秘抄に御膳あり其文
見えて今に此の鮒を献ずる事の絶えず今に此名のく
漁田といふ事や粟津に松町より後に出来しを漁田色
の手引まで大津の役ありし地なりしと思はれし本の地なり

やかて崇福寺の下にありしかは慶長四年
石田三成佐和山へ移居のとき海津の見送りとして
東照神君三河守家康公を饗応あれ三成か近欲せん
此坊にあつまりてとやと三成を謀殺せんとするを秀康是を
小堀にまふく遠くつれきたり追て三成か家
士等追とゝまりて是非なくて膳所大津の間にて草津
越て三成秀康を送へ謝れを遣しけり　秀康是を
御見合へ江戸ゝ大津を後に見送りけり
陰湖の浪まで遠く青波に漂へり

拾遺集　　　知家

帯るゆゑしらしなまたなるあとの浪の浜のゝぬめくらは

文永集　　　因人

浦人の心ありげに浪の浮世を見けるかな

兼盛集

百代をつみて柴田尾をしのふるありとの浪の寄にこそ

西広もなく馬場をかの辺に門を渡てこれを

一　膳所城

大津の先のうら大津の町の先にある大を別保八幡町の南にあり
遠藤家口といふ所に見ゆる之か此辺にある竜の名なりし坂
湖の中に浮漂の大路に膳所の町ある膳所城下の町をいふ西岸
本下膳所中庄別保を合せ郷中といふ或は其郷にて

暗所五十村といふ町 此名数町 有り 北面高さ傍也 の界より
面を船町といふ 其後を縄町と呼 東の町 板甚次を矢屋
まちと称し 又其次を大須賀町といひ 其れより演田町 橋町
と称し 任勢屋町 縛屋町 中屋町 多くより 八軒町と称
演より 家数千ともに 五百九軒也 此城東北へ 微水なり 東西
此通路にして 相も市郭にして 東車に 撃田の大川を隔
て 西に道坂の 徐路あり 甚多車に 便あり 勅外城東坂本に
あり 織田信長の時 明智日向守光秀居 御して後 其臣秀
吉大津に 川沼 出来とり 先 信長 京極高次を 石と次 戦功
あり 其臣秀吉高次を 召て 大津の城に 封 慶長 五年 石田

治部少輔三成 乱を 高次 秀粉の命を 先て 諸将を 招て 高次陸
を深くし 門を閉て 拒じ 石田の堂三千 餘 来て 攻る事 急
高次和を 出して 城を 開く 高聖山に 納て 路 関ヶ原の 捷を
告るとのこと 全ぬこと 後 東照神君 京極の地を 隔て 善接
國山演に 著次 慶長 五年 六月戸田 長 一西に 教して
大津の城を 廢ひて 大津の城 今の代 皮屋の地を利 城を 暗所に 築しむ
此城の 本丸 是也 蓋 雲和水平 高虎 滝法なり 城の 石垣 多く 石
佛也 其れ坂 此の志 石を 移ける 説あり 坂本を 侍教大師 佛
法の地なれば 石佛 ことあり 織田信長 山門を 亡し 坂本に 志
石を 築く時 幸ひ 多く 破布し 石垣を 五て 石垣とも 此れ

ところ北のあらし二三ヶ郎して遠江にて井伊文剣此記の家忠日
記に曰慶長六年辛丑六月諸国の大名に命して江州膳所崎に
あらたに築しめ玉ふ奉行八人並に普請は天下の諸侯にしめ玉ふ
波城とし築しめ玉ふ初め城地は其日に城主を戸田一西大津の城を
移し膳所の城と称る一西膳所にて二年ありて死とあり
一西の子左門氏鉄ともに元和三年摂津の国尼か崎へうつり
君縁山にてもつてありて対し玉ふ浄寿院の時あらためた
とし玉ふ慶長六年浄月奉行三河国西尾に封し玉ふ菅沼織部正
菅沼定芳城にて居しめ丹波国亀山にうつして石川主殿頭忠総を
あらて封し玉ふ石川の子主殿康俊慶安四年康俊を呼

勢国亀山にうつして先君浄月の子康俊に膳所に封し玉ひ
て後浄恵世々此所に住て世々ここに住せり

林春斎詩

栗津昔聞勇士疲膳所今看武備奇城有剣兵堅甲在況
将湖水作湯池

山崎闇斎詩

膳処湖水上列樹画図中驛騎鳴鞭去景風数客帆之
玉露叢　家光公寛永十一甲戌年六月廿日御上洛
七月十日ハ膳所の城に御止宿ありて御いとまなとこ

縁心寺　梅香山縁心寺といふ浄土宗智恩院の末寺なり慶

長七年壬寅縁山ニ於ニ建立し其ニ源蓮社借巻ニ法師の開基也
初無年三川西尾にあり元和二年台命に依て縁山ニ於
封を民ちに更ひ寺も又あらはれ此東院縁山云とは酒
井右馬尉忠次公の弾あり縁山ニ於ニ追腹の為に年を建
て縁山ニ於ニ号し其ニ縁山ニ於ニ酒井忠次公の男なり縁山云
海界しまひて後遣して梅香院殿といふ年も又梅香山
といふ界内に此之号甲斐の墓及戸田氏の墓あり戸田氏公今
冬ニ於濃州大垣の城主なり

一 清涼院　建度山清涼院　長徳寺也と号ス開基建立詳
なり法中無慶長五年　涼巻　是ハ清涼院と号し大屋尾階寺
此僧なり年後涼巻と謹次　初

あ此寺演田町にあり　来細院今の寺地なり東南の
ことにして梅尾氏の座敷にあり　天和二年　癸亥
十一月火災にかゝるゝ　貞享元年　甲子此年　その年頃にて川波
本当の涼院　長四尺恵公の作　相伴ハ此の仏京北清滝の水底
にあり　芳相依て　当年にかゝるゝ　大津の尾階寺の東也

一 建度雲　建度本像長三尺四寸五分　聖徳太子の作也と云
詳なり法師は侍山寺は太子の所最にて仇人に遇て建ケなるを
とを思ひ和分は信者なりその時の容貌を異ひるとしにて
世の常の建ケとりしとは其ニ和也　此之建ケの像破壊せるに
依て仏工をして修補せしむ猶留まる板の札大サ五六寸許
此板六枚あり梵字有板の札は折て本理を用ひ

墨の絵とかきりにてそれの神宮といふあやまりたしかに見
切れ柳此寺を達磨山と号ぬるあとのあの後の故なり往古を大
寺にして西分寺の南分にして無量の地中見へたりとこ
此邊四畑の宮を達磨ゆへ堀原茶屋のお方丈のおなれと云
有是往古の遠名なるべし中古絶に一草の雲のみなりて達
磨を存せり膳所の古人の中にも是を信じるもの多し自
達磨ゆへ号せり是達二人宮の末孫多清徳地の門流にあり
御是は達磨雲の古僧なきを信る大津花階寺にもて一
僧を招く清徳境と号ぬ是をとり深去らぬとなつて萬階寺は
末寺となれり清徳境卒後徳尺上人申謚ぬ其後寺を建

建立ぬ古号なきを引て むかし此邊に有し長藤寺を
いふ古号を立て別古名有て清徳坊の主にして清
徳院といひ達磨を山号とぬ

一 開忠寺　膳所に有一向ふ東西頭寺の末寺元和年中建立
開基禅宗慶

一 大泉寺　膳所にあり一向ふ京俗元寺大菩提の末寺なり
開基此時代詳なしぬ

輿地志畧　三十三終

近江輿地志畧巻之三十四

志賀郡第二十九

一　膳所大明神社　猪所に御り諸侯の年紀詳なる所無
神は今津の神之此地は一厨の地にて猪所なる故に其今津
の神を遷し奉る所之故同郡紀ヶ所にて大猪獵は厨の地なる故に
其今津神を遷し奉て紀ヶ仍神と其頃と同し事之此神（イ社）神を
今の御城内二ノ丸の南榎の樹下に御し小社之し後所城
はくらせの所今此地に移しまする又永年中の古株札あつて
其とり此南の株札もなし神社も其とりなし中此唱如此

て大梵天王とのたまへり寛文三年癸卯年二月廿四日吉
田家にとて則大梵天王を改て勝不大明神と云しまゐる
中郡氏にしたがひ今氏にしたがひ自然と法合津神の
神号に倣し猶示の神と称しまゐるけれ威義をへし是偏
に神意の如しまゐるべきや凡意の及べきにあらず思へし其人
殺しまゐるへし 他宮秘文尸葉大梵天王此をこ天御中主
神をこ如ても中なり法合津の神なるを明神し此神
をい法合津ありと云 家全く以和魂にあらず神祇にあらず
然阿井雅胤にきけり人皇卒代花山院の皇子洋正津法仁
親王神祇の仙に任し柳に白河家に求續して他家仙を

る事あり吉田中郡氏等の志るべきにあらず土佐葉師佛を
いふ神祇といふ矣也 神祇にあらず他家秘文といふ
書に大梵天王をしるして天御中主の神と云 京伝勢國
天照庵ゆゑ文皇太神宮なりとして他家秘文とせよ偽
書に信用せしきことのあらずたとへいふ程附會の説を用る
とも大梵天王を竺土比むとして我國神にあらず又仙神や
神社をもつて仙をもつて近世高級の神道として神佛
混雜のものあり此佛を本地神を垂迹と云神社の僧に本
地を建て神祇とは別とせり夫さへ唯一神にあらず思ふ
る事なるに是を佛体を本に神祇といふ也と疑ふ也

かくしくそとて澤に化を能まるにはゆゑ神社と称しかゝる
佛ちの出しくなき左の事之祭祀毎年三月三日中春年
既天王此祭祀と一時より神要古昔して祭礼あり毎年
二月十三日清弓十二日勤るゆゑかしての神供とそ此見
出るといふとのを備へ出する近世正一位を吉田より得られ
日本にて北畠親房遠景儀或に正一位正二位以上為大
社との五つり凡神階を朝廷にして議論をくれ後
詔下しかふ位階なり今世を吉田家和に位階を贈
る僭疏の罪かゝるとなり
松尾大明神社

山王権現社
稲荷大明神社
豊宮権現社
以上位に猶不大明神市長の儀に
同里
一 大平日ち　猶而にはり一句宗京佛光ち大吉院の
末流之
一 京法寺　猶而にはり一句宗市中朝ちの末流之元祖
中稱志花筵基なりと云
一 北明ち　寛文年中若宮と云師房宮を擬へ書
西金別を安置に此九寸木像何人の化をいふ事を知らず

也又随候してかくのち候と絶とのなかす

一 永頃ち　膳所にまゐり一向宗西本願ちの来ち大津
永頃ちの並寺中なり本侍正保四年の比とりきと云

一 中兵村　猪石城下の町の中之元葉津兵と云て此地
の事ハ古昔ハ民家ハ此所と云所にかしたり是
とゝへてより猪石本下別保服とハ民家なく田畑のことゝ
なり

一 牛頭天王社　中兵ハ同り諸侯の年記詳なし古昔所
侍の一巻何れとも部屋の祠にして実説ハ採用すべき義
なし土俗本侍て云此神往古ハ大梵天王と号ハ本下村田
畑の中へ遷命ハ何り千度ハ今の社地へうはれと又一説ハ
云今の氣楽の長内獅子ハ森と云所へ天王獅子ハ来して
天王ハ千度今の社地ハ茶師の来なりと云以上の説代用
也かたし

長松ハ今ハ黒石の神いかなる来歴ハ有ましてて牛頭天王
なり来歴焉ハ年頃天王と申武猪天神と申まゐる
説ハ盆盆内侍住房風土記ハ都より此社中世ハ大梵
天王と号し今の本下村天王と云なり田の石にて千度
今の社地にうつし近世ハ大梵天王と号しきて千度
浦ハ云ハ無屋境ハ云ハ乞て牛頭天王と云むに石ハ所の

大陰神社
貴情神社
弱見神社
罪殺神社
[illegible]社
右各本社の右に何り東向の小社なり
[illegible]
八将神[illegible]
[illegible]
神[illegible]八王子[illegible]國本社に八王子あり此の

[illegible]本社に[illegible]
本社いよく[illegible]
一
稲荷大明神社　中法牛頭天王社の東に有る神山城の
國稲荷大明神と同神なり諸神記曰元明天皇和銅四年
二月九日倉稲魂神始現于伊奈利山地主神則荷日明
神也其地祀之故号稲荷大明神云々新帰神之年豊葦
原定紀公事根源神祇拾遺鎮座傳記神祇本源等
に是得たり此社初小さき社にて別保若実八幡宮の傍に有
正法五乙未年五月五日先君桓山公社に家臣に命じて社を
此地に営毎年二月初午の日貴賤男女年て来給ひ御初

手を用ゆる事は稲荷の御規和銅四年二月五日亀長居を
以て推し給ひ初午の日にあらるゝ故に今此日を用ゆ事にて
て神徳陪叡重にして椎山君は御徳深は萬世に及べり

一 高鏡　中庄に御ゆり京鏡山大音地と号次信洪流は祿
寺にして洛北妙石寺は末寺なり文安二年にして浄貞公
は建立万深和尚は開基なり蓋大閣院は号は都川伴従
立花花洋守立次の港也立次は若浄貞公の支人は京都
は先要なり

一 寂勝院　慶雲山君室寺と号は僧実祐は開基也堺寺初
国三河西西尾に御ゆり中世江戸南八町堀家君の西邸に御ゆり

抑は後勝所に御ゆりて寺院を揚ふ其の名揚地是を利住僧
代々真言宗の古義なり教古学問は高野山にて学び寺相伴交
は小里廣浄与流兼学なり小号不動明王古仏と申伴ふ也他
々洋なれば大目出来報恩の法乳人造立報恩の頭髪を出
に綱は他々は大目出来初石山寺に御ゆり浄貞公是を迎へて
室照院に御ゆり其後にて御ゆりて手紀書は其他深の他なり

一 柳子泰　京勝院の恩問に御ゆり古僧相伝古当年以天王
中庄浄信の時柳子に与て此地へ天降なりといふ神徳奇
瑞は美は凡意の論は入ることに御ゆり物は此説信用志かたし
在老の日田世家来て於道に接止せしかそは後死し居るを

蟬とて五人武士に蓬萊の名をいふ藤を柳子の家に
浴ともいへり何れか本を志しさるのこと

一 膳所御　本草死に佐渡膳所御二ヶ所大来殺干お流
しかけて大堀を浴礼抗をすけとて八町縄を拵らの円とす向
地へ流るゝ所なりといふ相違とも門村隅見御あり後湖水此
此地理も古とは甚かなれり

一 光源寺　中庄に御一向に京紀光寺大善地の末流
也康永二年癸未七月十八日辞光右兵基也

一 寺光寺　中庄あり一向に京紀光寺大善地の末流宣
正六九百年　釋正吾明基なり

一 反演　中庄むらの湖邊をいふ古蹟に御ふ中世反近領居
せし所の名なり　先君世に追隠とさせ至ふの地なり

一 田中山末社　反演に御ふ土俗田袖とやといふ所の
社の事なり　土俗の説に也漢者の家士大匠寺田袖命ゝ豊之
丈の所粟飯を海のこせたる故跡によりて今に年々日吉社
社の多種に粟飯を此地とて勅る粟津の名も膳所の名も
あるとて記せしといふ

長樹さるに此説居あり也日吉の粟飯を勅かとて粟津此名
いふ日吉神　古漢ゝ名にあらさるの矣そ日吉の宗にて併
せて明に矣ゝ尚社を田袖命なりといふ事は古しかし給

粟津沸偕本

沸偕私曰唐崎演着屋仕度沸神事而偕也

月日　　粟津沸偕本

執行代

粟飯可賜ハ四拾五揚なり　當日私ニ我て唐崎演の湖上に出て
幣を神輿の沸私に同し　次ニ粟飯を執行ハ此私を沸偕私と
いふ湖上樂を奏ス毎くハ平調の樂なり此私に御面をかふ
至揚の所を作て出人云慈恵大師也揚の和歌にあらると知し
目古社揚を使志となし至本ハ子細あり　揚を使志
神来ハ那祇道の業秘なりハ書ることなし　前勇檢を

侍る私を孫ニ無私と云　又石を積私なり是は此ならん私と云
皆不虞ニ侍ふと云

一　陽焔水　田中山王社傳加来氏の家の家内にあり其の由来
を志られ　ちゑの曰田中山王社の陰水にうつ詠ふ所の名なり
こゝふ我迄を不正乃説なりたゞ姫と陽焔のかたりしを見て
名付しなるべし　陽焔の字を涅槃經花嚴經等にもあり
云ふ所

夏の月光を海しくてるかに流るゝ所を詠ふ所を知り
其分の意ハ寸へるや詩歌ニかけるを其本　一括なれ或ハ
桂京野馬ことゝ中ニ其事ハ此るハ唐埃なりといひて

地のなり如くなるとの事 如ハ陽炎とも云 是も日乃足を烟の
中に見ゆると云なり 彼周の方拂ふハ春乃宮に飛小鳥を以へ
又新謂可拂ふと云 情蛉とも是 飛れハ此かけろふ乃
名ハ陽焔乃字なるべし 橋本高流の田村といへる 諺所 粟
津乃春也かけろふの石山なりといふ 是を謂て粟津
の春所ある名なれハかけろふの名と云也 或人いへり 俗号
かけ諺曲を記せしてすけとなき古蹟の云 傳多しにく
しへし 此諺乃達たかあらふ石とて山城國宇治大臨田の
邊にあり 是 紫式部の住所也 しかれとかけろふの石山
ちといひかけ石山なれ 紫式部の縁あれハかくいへ故なる

但し石川丈山義の諺乃拂ふもかけろふの石山と云ハ石と
云拂朝なりとあり 情蛉の石の事ハ山別 名体志及名蹟志所詳

一 若井 陽焔の物の傳所あり 名あるれ又あらされ是清
き水なり 好事のこのハ 家保若宮ハ 懐宮の井水なり 故に
若井と云といへると 家誤なり 此井を九度地と若井九度
ふ

一 妙福寺 中庭にあり 法華宗大津本長寺の末なり 本
長寺中 蓮華院日業の異巻 ある所なり

一 清性寺 妙福寺乃傳所あり 法華宗

一 葉田山 此山名所にあらず 是を聞葉田所以なり 今ハ

又此ゐると云名多し先君真英公遠忌あれて一雄乃様代
築き一株乃梅代植さしめゐふ無長遠忌の梅花香殊并
ひんなり（霧有梅ゐるゝ上古乃語養なるし語養の所かくの
ふとし梅は葉田山を仁法乃語養なり）

一 別所谷　是中庭の谷なり梅ゐるゝ往古ゐるゝ堅なる時
其邊被ゐの別所なるし今三井ちゝも西別所とてあり其
如くに國分ちの別所葉にしちゝも居へはれこも此しくも
こなへ矢ひて其れとたるとのなし今中庭村田畑の字
にちの所葉花のお忌日田板橋梅お西大東なと云あり谷
ゐも中昆所つ谷なと云あり皆是ゐるゝ別所のちゝ
なるし其福ちといつるちゝ居ちゝ居ちゝ此邊に居し

この事なれハ其福ちといひしちゝ流なり事も志れ脱而
村の田畑の字にも加根の名多し今乃清徳流の建方の
像も此別所山乃仙なるし家伝村新宗ちの葉御も此
別所の佛といつり家伝村の田の字にも堤のお二ヶ所ゐる
所なと云地を寺此邊國分ちの石所にして往古ちゝ流なり
し事疑なし

一 墨黒谷　是古来今井慈年の四頃を見し地也　墨黒谷城
今ハとなへ矢ひてくらひ谷とのこと云なり万に来くにあり
其名とかなり地勢も苦とかなりたてそれとたるに其
事のこと也　栗津社ゐくちの事きたる所頼りよみ侍れハ

社邊に多藤をしつめていなしもくろの藤の事は詳に
ち藤の所なり

一 毘沙谷　是と左右国分ちの界内にして毘沙門堂ありし
地なり豊喜池を掘る所庭を流飛の事りに砲所を掘
きまゝ時粟津の国分ちの毘沙門堂に立入ましませしと
義より其所なるべし同書に今井四郎兼平百條陽
にて正分ちの毘沙門堂に陣をとりたりなるべし諸に義
ひとり方等の命義仏もさに計れぬことなし

輿地志畧三十四終